

## 議案第1号

### 令和8年度船橋市一般会計予算

令和8年度船橋市的一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,640,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

#### (債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
10 市税		117,155,500
	10 市民税	58,154,100
	15 固定資産税	43,064,400
	20 軽自動車税	749,800
	25 市たばこ税	3,941,000
	30 特別土地保有税	100
	32 入湯税	3,000
	35 事業所税	2,275,900
	40 都市計画税	8,967,200
15 地方譲与税		967,500
	12 地方揮発油譲与税	172,000
	15 自動車重量譲与税	690,500
	22 森林環境譲与税	77,300
	25 特別とん譲与税	27,700
20 利子割交付金		498,200
	10 利子割交付金	498,200
21 配当割交付金		1,225,500
	10 配当割交付金	1,225,500
23 株式等譲渡所得割交付金		1,146,400
	10 株式等譲渡所得割交付金	1,146,400
24 地方消費税交付金		17,799,600
	10 地方消費税交付金	17,799,600
25 ゴルフ場利用税交付金		3,300
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,300
26 法人事業税交付金		1,306,400
	10 法人事業税交付金	1,306,400
30 自動車取得税交付金		100
	10 自動車取得税交付金	100
31 環境性能割交付金		200
	10 環境性能割交付金	200
35 国有提供施設等所在市助成交付金		200,000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	200,000
37 地方特例交付金		805,900
	10 地方特例交付金	804,700
	30 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,200
40 地方交付税		12,328,600
	10 地方交付税	12,328,600

(単位：千円)

款	項	金額
45 交通安全対策特別交付金		45,700
	10 交通安全対策特別交付金	45,700
50 分担金及び負担金		1,363,400
	10 負担金	1,363,400
55 使用料及び手数料		4,647,400
	10 使用料	3,020,280
	15 手数料	1,627,120
60 国庫支出金		51,917,300
	10 国庫負担金	45,535,370
	15 国庫補助金	6,229,600
	20 委託金	152,330
65 県支出金		19,143,500
	10 県負担金	12,571,800
	15 県補助金	5,246,040
	20 委託金	1,325,660
70 財産収入		777,600
	10 財産運用収入	704,550
	15 財産売払収入	73,050
75 寄附金		2,058,300
	10 寄附金	2,058,300
80 繰入金		8,910,100
	10 基金繰入金	8,702,690
	15 特別会計繰入金	207,410
85 繰越金		300,000
	10 繰越金	300,000
90 諸収入		7,698,900
	10 延滞金・加算金及び過料	147,270
	15 市預金利子	51,230
	20 貸付金元利収入	2,559,650
	25 受託事業収入	563,000
	30 収益事業収入	270,000
	35 雜入	4,107,750
95 市債		20,340,600
	10 市債	20,340,600
歳 入 合 計		270,640,000

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 議会費		996,500
	10 議会費	996,500
15 総務費		20,671,700
	10 総務管理費	16,603,670
	15 徴税費	1,932,980
	20 戸籍住民基本台帳費	1,668,570
	25 選挙費	253,260
	30 統計調査費	77,830
	35 監査委員費	135,390
20 民生費		129,831,600
	10 社会福祉費	46,596,100
	15 児童福祉費	63,732,660
	20 生活保護費	19,490,320
	25 災害救助費	12,520
25 衛生費		20,923,800
	10 保健衛生費	12,973,550
	15 清掃費	7,950,250
30 労働費		227,900
	10 労働諸費	227,900
35 農林水産業費		609,500
	10 農業費	513,380
	15 林業費	65,580
	20 水産業費	30,540
40 商工費		4,285,400
	10 商工費	4,285,400
45 土木費		26,465,400
	10 土木管理費	817,240
	15 道路橋りょう費	5,211,680
	20 河川費	1,789,020
	25 港湾費	27,050
	30 都市計画費	17,381,180
	35 住宅費	1,239,230
50 消防費		9,318,400
	10 消防費	9,318,400
55 教育費		35,007,400
	10 教育総務費	7,337,320
	15 小学校費	3,795,580
	20 中学校費	5,429,250
	25 高等学校費	2,210,280
	30 特別支援学校費	298,350
	35 社会教育費	7,586,320

(単位：千円)

款	項	金額
	40 保健体育費	8,350,300
65 公債費		22,002,400
	10 公債費	22,002,400
75 予備費		300,000
	10 予備費	300,000
歳出合計		270,640,000

第2表 繼続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 総務費	10 総務管理費	二宮出張所	212,631	令和8年度	73,631
		大規模改修事業		令和9年度	139,000
45 土木費	15 道路橋りょう費	日の出水路護岸改修事業	719,000	令和8年度	178,000
		二和東5丁目市有地道路整備事業		令和9年度	541,000
		二和東5丁目市有地北図書館駐車場及び駐輪場整備事業	76,920	令和8年度	108,700
				令和9年度	217,400
55 教育費	35 社会教育費	二和東5丁目市有地北図書館駐車場及び駐輪場整備事業	76,920	令和8年度	30,768
				令和9年度	46,152

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
外国人総合相談窓口業務委託料	令和8年度～令和11年度	59,400千円
本庁舎電話交換機賃借料	令和8年度～令和14年度	348,884千円
入金機オンラインシステム業務委託料	令和8年度～令和13年度	10,659千円
職員健康診断業務委託料	令和8年度～令和10年度	153,841千円
I C Tコンサルティング業務委託料	令和8年度～令和10年度	85,384千円
情報システム関連更新賃借料	令和8年度～令和13年度	77,522千円
情報システム関連更新業務委託料	令和8年度～令和9年度	78,658千円
防犯灯設置管理費	令和8年度～令和20年度	3,662,705千円
課税データエントリー業務委託料	令和8年度～令和9年度	2,478千円
県議会議員・市議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託料及び賃借料	令和8年度～令和9年度	213,339千円
居住支援事業業務委託料	令和8年度～令和13年度	29,425千円
障害者等住宅整備資金貸付	令和8年度～令和9年度	6,976千円
社会福祉会館非常用発電設備改修費	令和8年度～令和9年度	88,275千円
光風みどり園送迎バス購入費	令和8年度～令和9年度	21,438千円
身体障害者福祉作業所太陽等複合施設受変電及び非常用発電設備改修費	令和8年度～令和9年度	148,060千円
老人福祉施設整備費補助金	令和8年度～令和9年度	449,400千円

事 項	期 間	限 度 額
災害イエローブーン等所在施設移転 改築整備費補助金	令和8年度～令和9年度	337,330千円
介護用品支給業務委託料	令和8年度～令和11年度	612,610千円
ケア・リハビリセンター外壁その他改 修費	令和8年度～令和9年度	293,920千円
保育料納付書等処理業務委託料	令和8年度～令和9年度	1,819千円
不登校支援事業業務委託料	令和8年度～令和9年度	19,000千円
子ども医療及び児童手当等審査・入 力等事務処理業務委託料	令和8年度～令和11年度	304,044千円
児童育成料納付書等処理業務委託 料	令和8年度～令和9年度	1,500千円
塚田放課後ルーム賃借料	令和8年度～令和12年度	157,630千円
児童相談所閉庁時電話相談業務委 託料	令和8年度～令和9年度	18,150千円
児童相談所(一時保護所)寝具類・リ ネン類賃借料	令和8年度～令和11年度	3,139千円
住宅等災害復旧資金利子補給	令和8年度～令和15年度	借受残高に年3.0パーセント以内の率 を乗じた額
リハビリテーション病院空調設備等改 修費	令和8年度～令和11年度	3,077,866千円
清掃センター塵芥収集車購入費	令和8年度～令和9年度	99,667千円
西浦資源リサイクル施設運営・維持 管理事業者選定支援業務委託料	令和8年度～令和9年度	17,243千円
西浦処理場運転管理業務委託料	令和8年度～令和11年度	267,350千円
勤労市民センター大規模改修工事 設計業務委託料	令和8年度～令和9年度	57,835千円

事 項	期 間	限 度 額
農業後継者対策資金利子補給	令和8年度～令和13年度	貸付残高に年5.5パーセント以内の率を乗じた額
農業近代化資金利子補給	令和8年度～令和28年度	融資残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
農業災害復旧資金利子補給	令和8年度～令和13年度	貸付残高に年3.0パーセント以内の率を乗じた額
農業振興計画策定業務委託料	令和8年度～令和9年度	7,837千円
漁業近代化資金利子補給	令和8年度～令和12年度	貸付残高に年0.5パーセント以内の率を乗じた額
中小企業融資損失補填	令和8年度から償還完了まで	船橋市中小企業融資規則に基づく融資について、千葉県信用保証協会が金融機関に対し代位弁済した元金の2割以内に相当する額
ふるさと納税事業業務委託料	令和8年度～令和11年度	寄附額に年6.0パーセントの率を乗じた額
道路管理システムハードウェア保守業務委託料	令和8年度～令和9年度	689千円
舗装修繕及び道路排水整備費	令和8年度～令和9年度	200,000千円
小栗原架道橋上部工工事委託料	令和8年度～令和10年度	704,600千円
京成松戸線鎌ヶ谷大仏3号踏切道拡幅工事委託料	令和8年度～令和9年度	131,000千円
二俣排水機場水門改修費	令和8年度～令和9年度	62,909千円
市街化調整区域における土地利用方針検討業務委託料	令和8年度～令和10年度	20,606千円
東葉高速線新駅整備費負担金	令和8年度～令和10年度	2,417,455千円
船橋駅周辺まちづくり構想策定業務委託料	令和8年度～令和9年度	20,867千円
駐車施設調査検討業務委託料	令和8年度～令和9年度	16,258千円

事 項	期 間	限 度 額
グリーンスローモビリティ車両メンテナ ンス業務委託料	令和8年度～令和12年度	4,034千円
(仮称)二和東5丁目2号公園設計業 務委託料	令和8年度～令和9年度	32,900千円
公営住宅借上料	令和8年度～令和17年度	契約期間内における借上料
東消防署薬円台出張所建替工事設 計業務委託料	令和8年度～令和9年度	34,293千円
外国語指導助手派遣業務委託料	令和8年度～令和10年度	541,926千円
スクールバス運行業務委託料	令和8年度～令和13年度	116,856千円
給食室空調設備賃借料	令和8年度～令和21年度	452,917千円
薬円台小学校・薬円台放課後ルーム 建替工事設計業務委託料	令和8年度～令和9年度	228,860千円
御滝中学校部室及び体育倉庫賃借 料	令和8年度～令和11年度	88,889千円
行田中学校エレベーター整備費	令和8年度～令和9年度	66,600千円
成人式会場使用料	令和8年度～令和9年度	27,599千円
埋蔵文化財調査業務委託料	令和8年度～令和9年度	40,000千円
葛飾公民館大規模改修工事負担金	令和8年度～令和9年度	108,426千円
学校ネットパトロール業務委託料	令和8年度～令和11年度	4,018千円
小学校水泳指導業務委託料	令和8年度～令和9年度	34,084千円
学校給食費等口座振替データエント リー業務委託料	令和8年度～令和9年度	273千円

事 項	期 間	限 度 額
小・中学校給食調理業務委託料	令和8年度～令和11年度	1,655,643千円
都市計画事業用地等買収費 (千葉県地方土地開発公社分)	令和8年度～令和12年度	元金2,412,811千円に利息を加えた額
千葉県地方土地開発公社事業に対する損失補償	令和8年度～令和12年度	千葉県地方土地開発公社が船橋市の債務負担行為に基づく事業資金として、融資機関から借り受けた元金及び利子並びに遅延利息の合計額

第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
出張所整備事業	96,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
市民センター整備事業	64,900			
東葉高速鉄道出資事業	488,200			
庁舎改修事業	407,300			
防災施設整備事業	185,700			
情報システム整備事業	102,200			
障害者福祉施設建設事業	29,400			
老人福祉施設建設事業	708,900			
保育所改築事業	14,200			
児童福祉施設建設事業	401,300			
保育所建設事業	109,800			
母子父子福祉施設整備事業	3,100			
災害援護資金貸付事業	2,500	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に定めるところによる。
看護専門学校建設事業	15,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
保健センター建設事業	49,700			
リハビリテーション病院建設事業	244,100			
診療所建設事業	28,900			
靈園整備事業	58,400			
環境学習館整備事業	100,000			
北部清掃工場整備事業	1,648,400			
し尿処理施設整備事業	146,300			
ごみ処理施設整備事業	16,900			
勤労市民センター整備事業	7,400			

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業センター整備事業	40,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
道 路 整 備 事 業	1,831,200			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	670,800			
橋 り よ う 整 備 事 業	190,700			
河 川 整 備 事 業	523,800			
港 湾 整 備 事 業	21,900			
土 地 区 画 整 理 事 業	910,600			
街 路 整 備 事 業	288,000			
公 園 整 備 事 業	1,437,900			
本 町 駐 車 場 整 備 事 業	43,500			
東葉高速線請願駅整備事業	524,300			
公 営 住 宅 建 設 事 業	8,200			
公営住宅ストック総合改善事業	171,600			
急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業	9,100			
消 防 施 設 整 備 事 業	2,196,500			
総 合 教 育 センター整備事業	120,500			
小 学 校 建 設 事 業	564,100			
中 学 校 建 設 事 業	2,561,100			
高 等 学 校 建 設 事 業	1,005,400			
特 別 支 援 学 校 建 設 事 業	12,600			
公 民 館 建 設 事 業	1,465,400			
図 書 館 建 設 事 業	47,000			
市 民 文 化 ホ ール 整 備 事 業	398,400			
郷 土 資 料 館 整 備 事 業	72,400			

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
少年自然の家整備事業	68,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
埋蔵文化財調査事務所整備事業	171,400			
市民ギャラリー整備事業	16,700			
茶華道センター整備事業	6,100			
文化財保存事業	10,100			
青少年キャンプ場整備事業	22,200			
計	20,340,600			

## 議案第2号

### 令和8年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,134,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
10 国民健康保険料		11,236,000
	10 国民健康保険料	11,236,000
15 国庫支出金		200
	15 国庫補助金	200
25 県支出金		34,294,600
	10 県補助金	34,294,600
33 財産収入		300
	10 財産運用収入	300
35 繰入金		5,453,800
	10 他会計繰入金	5,436,800
	15 基金繰入金	17,000
40 繰越金		100
	10 繰越金	100
45 諸収入		149,000
	10 延滞金・加算金及び過料	85,920
	30 雜入	63,080
歳 入 合 計		51,134,000

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
10 総務費		1,041,500
	10 総務管理費	738,000
	15 徴収費	303,500
15 保険給付費		33,846,400
	10 療養諸費	28,992,440
	15 高額療養費	4,695,200
	17 移送費	100
	20 出産育児諸費	125,060
	25 葬祭諸費	33,500
	30 傷病手当金	100
21 国民健康保険事業費納付金		15,612,500
	10 医療給付費分	10,045,050
	15 後期高齢者支援金等分	3,773,050
	20 介護納付金分	1,413,850
	25 子ども・子育て支援納付金分	380,550
30 保健事業費		454,000
	10 保健事業費	22,800
	15 特定健康診査等事業費	431,200
35 諸支出金		79,600
	10 償還金及び還付加算金	79,600
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
歳 出 合 計		51,134,000

第2表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
資格確認書・資格情報通知書作成 処理委託料	令和8年度～令和9年度	378千円
柔道整復施術療養費支給申請書点 検業務委託料	令和8年度～令和9年度	1,275千円

## 議案第3号

### 令和8年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和8年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,521,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
10 繰入金		1,162,100
	10 繰入金	1,162,100
20 市債		358,900
	10 市債	358,900
歳 入 合 計		1,521,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 公共用地先行取得事業費		359,000
	10 公共用地先行取得事業費	359,000
15 公債費		1,161,000
	10 公債費	1,161,000
20 予備費		1,000
	10 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,521,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得事業	358,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

## 議案第4号

### 令和8年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和8年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 698,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
20 財産収入		571,620
	05 財産運用収入	571,620
25 繰入金		66,900
	10 繰入金	66,900
30 繰越金		10
	10 繰越金	10
35 諸収入		59,470
	15 雜入	59,470
歳 入 合 計		698,000

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 再開発事業費		314,500
	15 事業費	314,500
15 公債費		382,500
	10 公債費	382,500
20 予備費		1,000
	10 予備費	1,000
歳 出 合 計		698,000

## 議案第5号

### 令和8年度船橋市介護保険事業特別会計予算

令和8年度船橋市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,134,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

2

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
10 介護保険料		12,263,400
	10 介護保険料	12,263,400
15 国庫支出金		12,610,800
	10 国庫負担金	9,786,310
	15 国庫補助金	2,824,490
20 支払基金交付金		14,926,000
	10 支払基金交付金	14,926,000
25 県支出金		7,897,700
	10 県負担金	7,664,000
	20 県補助金	233,700
30 財産収入		12,000
	10 財産運用収入	12,000
40 繰入金		9,372,200
	10 他会計繰入金	8,890,220
	15 基金繰入金	481,980
50 諸収入		51,900
	10 延滞金・加算金及び過料	230
	15 市預金利子	10
	20 受託事業収入	1,020
	25 雜入	50,640
歳 入 合 計		57,134,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
10 総務費		1,382,800
	10 総務管理費	937,550
	15 徴収費	43,200
	20 介護認定審査会費	402,050
15 保険給付費		53,698,500
	10 介護サービス等諸費	51,146,700
	15 高額介護サービス等費	1,409,900
	17 高額医療合算介護サービス等費	211,700
	20 特別給付費	5,200
	25 特定入所者介護サービス等費	925,000
22 地域支援事業費		1,805,900
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,514,590
	12 一般介護予防事業費	87,740
	15 包括的支援事業・任意事業費	200,400
	20 その他諸費	3,170
30 基金積立金		12,000
	10 基金積立金	12,000
35 諸支出金		224,800
	10 償還金及び還付加算金	31,090
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	1,200
	25 繰出金	192,510
40 予備費		10,000
	10 予備費	10,000
歳 出 合 計		57,134,000

第2表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等作成業務 委託料	令和8年度～令和11年度	63,918千円

## 議案第 6 号

### 令和 8 年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度船橋市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

#### (地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位:千円)
款	項	金額
10 繰入金		3,400
	10 繰入金	3,400
20 繰越金		23,400
	10 繰越金	23,400
30 諸収入		39,900
	10 貸付金元利収入	39,450
	30 雑入	450
40 市債		5,300
	10 市債	5,300
歳入合計		72,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		24,700
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,700
15 公債費		32,400
	10 公債費	32,400
20 諸支出金		14,900
	10 繰出金	14,900
△ 予備費		0
	△ 予備費	0
歳 出 合 計		72,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	5,300	普通 貸 借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定めるところによる。

## 議案第7号

### 令和8年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,861,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位:千円)
款	項	金額
10 後期高齢者医療保険料		9,896,600
	10 後期高齢者医療保険料	9,896,600
15 使用料及び手数料		100
	10 手数料	100
20 繰入金		1,914,600
	10 他会計繰入金	1,914,600
25 繰越金		100
	10 繰越金	100
30 諸収入		49,600
	10 延滞金・加算金及び過料	2,010
	15 償還金及び還付加算金	30,500
	22 受託事業収入	16,950
	25 雜入	140
△ 国庫支出金		0
	△ 国庫補助金	0
歳 入 合 計		11,861,000

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
10 総務費		296,900
	10 総務管理費	255,970
	15 徴収費	40,930
15 後期高齢者医療広域連合 納付金		11,521,600
	10 後期高齢者医療広域連合 納付金	11,521,600
20 諸支出金		32,500
	10 償還金及び還付加算金	32,500
25 予備費		10,000
	10 予備費	10,000
歳 出 合 計		11,861,000

第2表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書等作成業務委託料	令和8年度～令和9年度	780千円

## 議案第8号

### 令和8年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和8年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

##### (1) 市場取扱量

ア 水 産 物	9, 360	トン
イ 青 果 物	54, 630	トン

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	入	
第1款 市場事業収益	1, 098, 000	千円
第1項 営業収益	730, 540	千円
第2項 営業外収益	367, 360	千円
第3項 特別利益	100	千円
	出	
第1款 市場事業費用	1, 098, 000	千円
第1項 営業費用	1, 010, 206	千円
第2項 営業外費用	5, 326	千円
第3項 特別損失	77, 468	千円
第4項 予備費	5, 000	千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額342, 200千円は、減債積立金37, 809千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21, 879千円及び過年度分損益勘定留保資金282, 512千円で補填するものとする。）。

	入	
第1款 資本的収入	25, 800	千円
第1項 出資金	25, 800	千円
	出	
第1款 資本的支出	368, 000	千円

第1項 建設改良費	304,390 千円
第2項 企業債償還金	63,610 千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 181,047 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等（課税仕入れ以外の支出）の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、305,600千円である。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

## 議案第9号

### 令和8年度船橋市病院事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和8年度船橋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	449床
(2)	年	間	患	者
	入		院	139,362人
	外		来	220,010人
(3)	1	日	平	均
	入		院	382人
	外		来	901人

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入			
第1款 病院事業収益			21,402,000千円
第1項 医業収益			19,609,650千円
第2項 医業外収益			1,727,399千円
第3項 特別利益			64,951千円
支出			
第1款 病院事業費用			22,719,000千円
第1項 医業費用			22,344,469千円
第2項 医業外費用			204,317千円
第3項 特別損失			140,214千円
第4項 予備費			30,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額243,800千円は、減債積立金74,108千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425千円及び過年度分損益勘定留保資金169,267千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	879,200千円
第1項 企 業 債	638,900千円
第2項 負 担 金	240,200千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金	100千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,123,000千円
第1項 建 設 改 良 費	808,692千円
第2項 企 業 債 償 還 金	314,308千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
院 内 保 育 所 保 育 業 務 委 託 料	令和8年度～令和11年度	171,006
院 内 保 育 所 給 食 業 務 委 託 料	令和8年度～令和11年度	51,084
入院患者の食事提供業務 委託料 (管理費)	令和8年度～令和11年度	584,496
ベ ッ ド セ ン タ 一 業 務 委 託 料	令和8年度～令和11年度	45,936
物 流 セ ン タ 一 業 務 委 託 料	令和8年度～令和11年度	200,574
中 央 材 料 室 等 管 理 業 務 委 託 料	令和8年度～令和11年度	218,790
院 外 委 洗 灌 料	令和8年度～令和11年度	163,350
医 事 管 理 料	令和8年度～令和11年度	917,532
夜 間 看 護 術 務 委 託 料	令和8年度～令和9年度	16,533

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
寝具類及び病衣等賃借料	令和 8 年度～令和 11 年度	159,390
電子カルテシステム更新費 (ハードウェア)	令和 8 年度～令和 9 年度	479,754
電子カルテシステム更新費 (ソフトウェア)	令和 8 年度～令和 9 年度	1,005,312

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
看護師宿舎整備事業	6,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。
医療機器整備事業	632,600			
計	638,900			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,945,254千円

(2) 交際費 250千円

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、6,137,921千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	血管造影装置	1式
	生体情報モニタ	1式
	臨床化学自動分析装置	2組
	放射線治療計画装置	1式

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

## 議案第10号

### 令和8年度船橋市下水道事業会計予算

#### (総則)

第1条 令和8年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	616,160人
(2)	年間有収水量	55,474,133m <sup>3</sup>
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	7,288,200千円
	処理場整備事業	3,889,800千円

#### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		
第1款	下水道事業収益	18,637,503千円
第1項	営業収益	12,225,264千円
第2項	営業外収益	6,412,139千円
第3項	特別利益	100千円
支出		
第1款	下水道事業費用	18,517,337千円
第1項	営業費用	16,819,904千円
第2項	営業外費用	1,647,333千円
第3項	特別損失	100千円
第4項	予備費	50,000千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,560,518千円は、減債積立金1,076,237千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額250,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,234,281千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1 5, 1 7 7, 9 6 2 千円
第1項	企 業 債	8, 6 7 4, 0 0 0 千円
第2項	出 資 金	1, 3 1 9, 6 5 0 千円
第3項	補 助 金	4, 5 3 1, 4 6 4 千円
第4項	負 担 金	6 4 4, 0 8 8 千円
第5項	貸 付 金 債 還 金	8, 6 6 0 千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	1 0 0 千円

支 出		
第1款	資 本 的 支 出	2 2, 7 3 8, 4 8 0 千円
第1項	建 設 改 良 費	1 3, 0 5 7, 9 7 2 千円
第2項	企 業 債 債 還 金	9, 6 1 4, 7 0 8 千円
第3項	貸 付 金	1 5, 8 0 0 千円
第4項	予 備 費	5 0, 0 0 0 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	西 浦 下 水 处 理 場 送 風 機 設 備 更 新 事 業	2, 500, 000	令和8年度	998, 000
				令和9年度	522, 000
				令和10年度	980, 000
		高 瀬 下 水 处 理 場 管 理 棟 空 調 設 備 更 新 事 業	330, 000	令和8年度	20, 000
				令和9年度	310, 000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
高 瀬 下 水 处 理 場 運 転 管 理 業 務 委 託 料	令和8年度～令和9年度	733, 128

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	8,674,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。 銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

818,666千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、657,062千円である。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸徹

## 議案第11号

### 令和7年度船橋市一般会計補正予算

令和7年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,088,104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271,464,304千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### (繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

#### (債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

#### (地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
40 地方交付税		8,782,800	1,685,950	10,468,750
	10 地方交付税	8,782,800	1,685,950	10,468,750
50 分担金及び負担金		1,292,900	9,084	1,301,984
	10 負担金	1,292,900	9,084	1,301,984
60 国庫支出金		58,563,461	1,998,275	60,561,736
	10 国庫負担金	42,240,694	1,351,687	43,592,381
	15 国庫補助金	16,181,057	646,588	16,827,645
65 県支出金		17,317,548	417,391	17,734,939
	10 県負担金	11,496,360	416,679	11,913,039
	15 県補助金	3,707,181	712	3,707,893
70 財産収入		729,800	55,444	785,244
	10 財産運用収入	533,770	55,444	589,214
75 寄附金		1,694,300	211,222	1,905,522
	10 寄附金	1,694,300	211,222	1,905,522
80 繰入金		9,206,590	262,790	9,469,380
	10 基金繰入金	9,001,590	262,790	9,264,380
90 諸収入		9,557,201	21,548	9,578,749
	35 雜入	5,680,471	21,548	5,702,019
95 市債		16,835,400	1,426,400	18,261,800
	10 市債	16,835,400	1,426,400	18,261,800
歳 入 合 計		265,376,200	6,088,104	271,464,304

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		28,074,002	1,771,925	29,845,927
	10 総務管理費	22,895,355	1,771,925	24,667,280
20 民生費		126,942,934	2,000,566	128,943,500
	10 社会福祉費	43,999,002	652,023	44,651,025
	15 児童福祉費	64,907,962	1,035,680	65,943,642
	20 生活保護費	18,020,750	312,863	18,333,613
25 衛生費		19,306,457	△18,000	19,288,457
	10 保健衛生費	11,959,257	△18,000	11,941,257
30 労働費		200,500	△3,000	197,500
	10 労働諸費	200,500	△3,000	197,500
40 商工費		4,582,900	333,252	4,916,152
	10 商工費	4,582,900	333,252	4,916,152
45 土木費		26,670,626	162,538	26,833,164
	10 土木管理費	840,280	△31,000	809,280
	15 道路橋りょう費	4,991,770	18,400	5,010,170
	20 河川費	2,112,930	33,824	2,146,754
	25 港湾費	29,970	7,240	37,210
	30 都市計画費	17,465,196	45,928	17,511,124
	35 住宅費	1,230,480	88,146	1,318,626
50 消防費		7,485,980	△113,000	7,372,980
	10 消防費	7,485,980	△113,000	7,372,980
55 教育費		30,300,901	1,953,823	32,254,724
	15 小学校費	3,987,962	1,220,602	5,208,564
	20 中学校費	2,621,855	593,681	3,215,536
	30 特別支援学校費	290,210	34,540	324,750
	35 社会教育費	6,229,428	105,000	6,334,428
歳 出 合 計		265,376,200	6,088,104	271,464,304

## 第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
15 総務費	10 総務管理費	基幹システム関連運営事業	26,281
20 民生費	10 社会福祉費	食料支援活動応援事業	2,350
		光風みどり園整備事業	160,490
		老人福祉施設整備費等補助事業	15,460
		介護ロボット等導入支援事業費補助事業	101,134
40 商工費	10 商工費	商業活性化事業	300,000
		中小企業対策事業	1,650
45 土木費	15 道路橋りょう費	道路維持補修事業	416,943
		道路新設改良事業	256,773
		橋りょう新設改良事業	95,935
		橋りょう維持事業	377,804
		交通安全施設整備事業	352,114
	20 河川費	排水機場整備事業	62,442
		排水路整備事業	29,000
		雨水流出抑制対策事業	27,000
		環境整備事業	10,000
	25 港湾費	港湾整備費負担金	17,690
	30 都市計画費	地域づくり促進事業	36,927
		飯山満地区土地区画整理事業	193,255
		海老川上流地区土地区画整理事業	1,129,545
		都市計画道路整備事業	408,962
		都市公園整備事業	178,311
		都市緑地整備事業	54,000
		既設公園整備事業	103,500
	35 住宅費	急傾斜地崩壊対策事業	220,000
55 教育費	15 小学校費	校舎等整備事業	1,259,102
	30 特別支援学校費	施設整備事業	34,540

(変更)

(単位:千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	総 額	事 業 名	総 額
45 土木費	20 河川費	準用河川整備事業	170,457	準用河川整備事業	188,826
		普通河川整備事業	71,000	普通河川整備事業	377,700
55 教育費	20 中学校費	校舎等整備事業	62,500	校舎等整備事業	656,181

### 第3表 債務負担行為補正

(廃 止)

事 項	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
リハビリテーション病院空調設備等改修費	2,747,547千円	

第4表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
老人福祉施設建設事業	484,800	△ 386,500	98,300
交通安全施設整備事業	303,500	18,800	322,300
橋りょう整備事業	436,000	22,300	458,300
河川整備事業	1,113,900	38,800	1,152,700
港湾整備事業	24,000	6,500	30,500
街路整備事業	704,700	38,900	743,600
公園整備事業	830,200	97,200	927,400
東葉高速線請願駅整備事業	992,700	130,600	1,123,300
急傾斜地崩壊対策事業	35,300	91,300	126,600
小学校建設事業	927,500	900,600	1,828,100
中学校建設事業	395,200	436,500	831,700
特別支援学校建設事業	25,600	31,400	57,000

(単位:千円)

起債全体計	限度額		
	補正前の額	補正額	計
	16,835,400	1,426,400	18,261,800

## 議案第12号

### 令和7年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和7年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232, 267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50, 854, 267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
25 県支出金		34,055,200	200,000	34,255,200
	10 県補助金	34,055,200	200,000	34,255,200
35 繰入金		5,784,400	32,267	5,816,667
	10 他会計繰入金	5,777,400	32,267	5,809,667
歳 入 合 計		50,622,000	232,267	50,854,267

## 歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 総務費		1,356,900	32,267	1,389,167
	10 総務管理費	1,064,900	32,267	1,097,167
15 保険給付費		33,546,100	200,000	33,746,100
	15 高額療養費	4,307,000	200,000	4,507,000
歳 出 合 計		50,622,000	232,267	50,854,267

## 議案第13号

### 令和7年度船橋市介護保険事業特別会計補正予算

令和7年度船橋市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659,748千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,928,748千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,014,200	150,891	12,165,091
	10 国庫負担金	9,242,310	145,320	9,387,630
	15 国庫補助金	2,771,890	5,571	2,777,461
20 支払基金交付金		14,108,200	168,210	14,276,410
	10 支払基金交付金	14,108,200	168,210	14,276,410
25 県支出金		7,476,200	77,875	7,554,075
	10 県負担金	7,259,540	75,000	7,334,540
	20 県補助金	216,660	2,875	219,535
40 繰入金		8,449,400	226,024	8,675,424
	10 他会計繰入金	8,449,400	77,875	8,527,275
	15 基金繰入金	0	148,149	148,149
45 繰越金		0	36,748	36,748
	10 繰越金	0	36,748	36,748
歳 入 合 計		54,269,000	659,748	54,928,748

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 保険給付費		50,779,900	600,000	51,379,900
	10 介護サービス等諸費	48,316,900	600,000	48,916,900
22 地域支援事業費		1,676,800	23,000	1,699,800
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,402,920	23,000	1,425,920
35 諸支出金		195,100	36,748	231,848
	10 償還金及び還付加算金	15,100	36,748	51,848
歳 出 合 計		54,269,000	659,748	54,928,748

## 議案第14号

### 令和7年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和7年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515, 786千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10, 809, 297千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
10 後期高齢者医療保 険料		8,431,000	483,950	8,914,950
	10 後期高齢者医療保 険料	8,431,000	483,950	8,914,950
25 繰越金		100	31,836	31,936
	10 繰越金	100	31,836	31,936
歳 入 合 計		10,293,511	515,786	10,809,297

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 後期高齢者医療広域連合納付金		9,850,100	515,786	10,365,886
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	9,850,100	515,786	10,365,886
歳 出 合 計		10,293,511	515,786	10,809,297

## 議案第15号

### 令和7年度船橋市病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 病院事業費用	22,547,000千円	365,200千円	22,912,200千円
第1項 医業費用	22,185,700千円	365,200千円	22,550,900千円

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

## 議案第16号

### 令和7年度船橋市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度船橋市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,906,152千円は、減債積立金457,627千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額356,463千円、過年度分損益勘定留保資金918,539千円及び当年度分損益勘定留保資金5,173,523千円で補填するものとする。）。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
<b>収 入</b>			
第1款 資本的収入	14,791,189千円	△ 632,185千円	14,159,004千円
第1項 企業債	9,178,600千円	△ 265,500千円	8,913,100千円
第3項 補助金	3,552,950千円	△ 346,505千円	3,206,445千円
第4項 負担金	648,315千円	△ 20,180千円	628,135千円
<b>支 出</b>			
第1款 資本的支出	21,697,256千円	△ 632,100千円	21,065,156千円
第1項 建設改良費	11,036,409千円	△ 632,100千円	10,404,309千円

(継続費の補正)

第3条 継続費を次のとおり変更する。

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	宮本ポンプ場 自家発電設備 更新事業	1,635,000	令和7年度	500,000	1,635,000	令和7年度	230,000
				令和8年度	350,000		令和8年度	350,000
				令和9年度	785,000		令和9年度	1,055,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費	西 浦 下 水 処理場水処理 設備更新事業	4,241,700	令和6年度	151,000	4,241,700	令和6年度	151,000
				令和7年度	790,000		令和7年度	180,900
				令和8年度	1,046,500		令和8年度	1,655,600
				令和9年度	2,254,200		令和9年度	2,254,200
		西 浦 下 水 処理場 沈 砂 池 ポンプ棟電気 設備更新事業	2,560,000	令和7年度	500,000	2,560,000	令和7年度	747,000
				令和8年度	280,000		令和8年度	280,000
				令和9年度	1,780,000		令和9年度	1,533,000

(企業債の補正)

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	計
下 水 道 事 業	9,178,600	△ 265,500	8,913,100

令和8年2月13日提出

船橋市長 松 戸 徹

## 議案第17号

船橋市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市行政手続条例の一部を改正する条例

船橋市行政手続条例（平成9年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。	第14条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
2 (略)	2 (略)
3 行政庁は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> によって行うことができる。	3 行政庁は、不利益処分の <u>名あて人</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること</u> によって行うことができる。 <u>この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u>
4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の <u>名宛人</u> となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該	

行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長その他の執行機関の規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び第4項並びに第15条の規定は、弁明の機会の付与について準

(代理人)

第15条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2~4 (略)

(続行期日の指定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第14条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第28条 第14条第3項及び第15条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この

用する。この場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第27条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第4項後段」と読み替えるものとする。

場合において、第14条第3項中「第1項」とあるのは「第27条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第27条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第28条において準用する第14条第3項後段」と読み替えるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の第14条第3項及び第4項の規定（これらの規定を第21条第3項若しくは第28条又は他の条例において準用する場合を含む。）は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

## 理 由

行政手続法の一部改正にならない、聴聞の通知の方式等について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第18号

船橋市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市職員定数条例の一部を改正する条例

船橋市職員定数条例（昭和35年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の定数)	(職員の定数)
第2条 (各号列記以外の部分略)	第2条 (各号列記以外の部分略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 議会の事務部局の職員 <u>24人</u>	(4) 議会の事務部局の職員 <u>23人</u>
(5)～(9) (略)	(5)～(9) (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 理 由

議会の事務部局の業務の充実を図るため、職員定数を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第19号

船橋市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市市税条例の一部を改正する条例

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を船橋市公告式条例(昭和25年船橋市条例第26号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により</p>	<p>(公示送達の掲示場)</p> <p>第18条 法第20条の2第2項に規定する公示送達の掲示場は、船橋市公告式条例(昭和25年船橋市条例第26号)第2条第2項に規定する掲示場とする。</p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は</p>

種別割を滞納している場合においてその旨とする。	二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
-------------------------	---

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

## 理 由

地方税法の一部改正に伴い、公示送達について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第20号

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市火災予防条例の一部を改正する条例

船橋市火災予防条例（昭和48年船橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直 接外気に接する場所に設けるテント型サ ウナ室(サウナ室のうちテントを活用した ものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウ ナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のも のをいう。)に設ける放熱設備であって、 定格出力6キロワット以下のものであり、 かつ、薪又は電気を熱源とするものをい う。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲 げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを 要しない場合を除き、建築物等及び可燃 性の物品から火災予防上安全な距離と して対象火気設備等及び対象火気器具 等の離隔距離に関する基準により得ら れる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇 した場合に直ちにその熱源を遮断する ことができる手動及び自動の装置を設 けること。ただし、薪を熱源とする簡易 サウナ設備にあっては、その周囲におい</u></p>	

て火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで並びに第2項第6号並びに第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 (各号列記以外の部分略)

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進に関すること。

(2) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 (各号列記以外の部分略)

(1)～(6) (略)

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるもののを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 (各号列記以外の部分略)

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進に関すること。

(2) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 (各号列記以外の部分略)

(1)～(6) (略)

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるもののを除く。)

(7)の2～(15) (略)

(7)の2～(15) (略)

## 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

## 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準等について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第21号

船橋市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

船橋市社会福祉審議会条例（平成14年船橋市条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条第1項の規定に基づき、船橋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条の規定に基づき、船橋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>
<p><u>(組織)</u></p> <p>第2条 審議会は、委員23人以内で組織する。</p>	<p><u>(調査審議事項の特例)</u></p> <p>第2条 審議会は、法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項及び認定こども園法第25条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議するものとする。</p> <p>(1) 法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項</p> <p>(2) 認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園に関する事項</p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

## 理 由

児童福祉審議会の設置に伴い、調査審議事項について、所要の改正を行うとともに、社会福祉審議会委員の定数を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

船橋市身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例

船橋市身体障害者福祉ホーム条例（平成17年船橋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(居室の定員)</p> <p><u>第9条 若葉の一の居室の定員は、1人とする。ただし、2人が利用できる十分な広さを有する居室については、利用しようとする者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係を含む。)があるときは、2人で利用することができる。</u></p>	<p>(居室の種類)</p> <p><u>第9条 若葉の居室の種類は、1人用居室及び2人用居室の2種類とする。</u></p>
<p>(利用の要件)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>(利用の要件)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 2人用居室を利用する場合にあっては、利用しようとする者が前項各号に掲げる要件を備えているほか、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)を有し、当該配偶者も同項第1号及び第4号に掲げる要件を備えていなければならない。</u></p>
<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第13条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 第11条(<u>第2号</u>を除く。)に規定する利用の要件を欠いたとき。</p>	<p>(利用許可の取消し)</p> <p>第13条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) 第11条(<u>第1項第2号</u>を除く。)に規定する利用の要件を欠いたとき。</p>

<p>(2)～(5) (略)  <u>(退去の義務)</u></p> <p><u>第14条</u> 前条の規定により利用の許可を取り消された者は、若葉から退去しなければならない。</p>	<p>(2)～(5) (略)  <u>(退去の義務)</u></p> <p><u>第14条</u> 次の各号のいずれかに該当する利用者は、若葉から退去しなければならない。</p>
<p><u>(利用料)</u></p> <p><u>第15条</u> 利用者は、利用料として月額10,000円(2人が利用できる十分な広さを有する居室を1人で利用する場合にあっては、月額20,000円)を指定管理者に支払わなければならない。</p>	<p><u>(利用料)</u></p> <p><u>第15条</u> 利用者は、利用料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>(1) 1人用居室 月額10,000円  (2) 2人用居室 月額20,000円</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に第12条の規定による利用の許可を受けている者であって、改正前の第9条に規定する2人用居室を利用しているものの配偶者は、第12条の規定による利用の許可を受けた者とみなして、改正後の船橋市身体障害者福祉ホーム条例の規定を適用する。

## 理 由

2人用居室の利用の要件等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

船橋市国民健康保険条例（昭和47年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第11条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につ</u></p>	<p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第11条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</u></p>

き算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(基礎賦課総額)

第11条の3 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) (略)

ア (略)

(基礎賦課総額)

第11条の3 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

ア (略)

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) (略)

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額

ウ及びエ (略)

(3) (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 所得割 100分の7.05

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について39,300円

(基礎賦課限度額)

第16条 第12条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の2 (各号列記以外の部分略)

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2)及び(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の2の4 (各号列記以外の部分略)

(1) 所得割 100分の2.74

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について12,700円

(介護納付金賦課総額)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額

ウ及びエ (略)

(3) (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 所得割 100分の6.67

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について35,100円

(基礎賦課限度額)

第16条 第12条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第16条の2 (各号列記以外の部分略)

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2)及び(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の2の4 (各号列記以外の部分略)

(1) 所得割 100分の2.69

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について10,700円

(介護納付金賦課総額)

第16条の2の9 (各号列記以外の部分略)

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2)及び(3) (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の5 (各号列記以外の部分略)

(1) 所得割 100分の1.88

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について13,900円

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第20条、第20条の3、第20条の4及び第20条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第28条の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第20条の5に規定する基準に従い

第16条の2の9 (各号列記以外の部分略)

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2)及び(3) (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の5 (各号列記以外の部分略)

(1) 所得割 100分の1.49

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について11,500円

子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸しそけられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第28条の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第16条の8 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の9 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険

料率)

第16条の10 子ども・子育て支援納付金賦

課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について1,680円

(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人について120円

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の11 第16条の8の子ども・子育て支

援納付金賦課額は、3万円を超えることが

できない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が

発生し、一世帯に属する被保険者数が増加

若しくは減少し、又は一世帯に属する被保

険者が介護納付金賦課被保険者となつた

若しくは介護納付金賦課被保険者でなくな

つた、若しくは国民健康保険法施行令第

29条の7の2第2項に規定する特例対象被保

険者等(以下「特例対象被保険者等」とい

う。)となつた場合における当該納付義

務者に係る第12条、第16条の2の2、第16

条の3若しくは第16条の8の額又は次条第

1項各号(同条第2項又は第3項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項に

おいて同じ。)に定める額、同条第4項各号

に定める額、第20条の3第1項(同条第2項

又は第3項の規定により読み替えて準用

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が

発生し、一世帯に属する被保険者数が増加

若しくは減少し、又は一世帯に属する被保

険者が介護納付金賦課被保険者となつた

若しくは介護納付金賦課被保険者でなくな

つた、若しくは国民健康保険法施行令第

29条の7の2第2項に規定する特例対象被保

険者等(以下「特例対象被保険者等」とい

う。)となつた場合における当該納付義

務者に係る第12条、第16条の2の2若しく

は第16条の3の額又は次条第1項各号(同

条第2項又は第3項の規定により読み替えて

準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第2項の規定によ

り読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4

項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項にお

る額若しくは第20条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条の2の2、第16条の3若しくは第16条の8の額又は次条第1項各号に定める額、同条第4項各号に定める額、第20条の3第1項に定める額、同条第4項に定める額、第20条の4第1項各号に定める額、同条第5項各号に定める額若しくは第20条の5に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

#### (低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8

いて同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条、第16条の2の2若しくは第16条の3の額又は次条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額、第20条の3第3項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

#### (低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第6条第8

号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に

号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に

規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第4項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第4項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保

規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基

險者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料

基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に305,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に560,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保

の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「67万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第16条の8の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とさ

險料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

れるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納

付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者との数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

(特例対象被保険者等の特例)

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第16条の2の3、第16条の4及び第16条の9並びに前条第1項(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び同条第4項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

2 (略)

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」

第20条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする(第3項に掲げる場合を除く。)。

2 (略)

と、「第14条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第14条」とあるのは「第16条の2の4」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項各号」と、「第14条」とあるのは「第16条の10」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定

3 (略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の2の4」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定

月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「67万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「67万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第16条の8」と、「67万円」とあるのは「3万円」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合)

月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)

(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合)

る場合には、67万円とする。

(1)及び(2) (略)

6 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

7 第5項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と読み替えるものとする。

8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第16条の8」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項各号」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第20条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18

る場合には、66万円とする。

(1)及び(2) (略)

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の2の2」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第16条の3」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第20条第4項、第20条の3第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 改正後の船橋市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 理 由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等について、所要の定め等をするとともに、基礎賦課額等の保険料率を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第24号

船橋市児童福祉審議会条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市児童福祉審議会条例

#### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、船橋市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員26人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

#### (委員及び臨時委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 臨時委員の任期は、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 審議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の会議の議決をもって審議会の会議の議決とすることができます。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。  
(船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)	(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)
第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき	第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき

条例で定める基準は、第5条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

#### 第4条 削除

条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

#### (最低基準の向上)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「船橋市社会福祉審議会条例(平成14年船橋市条例第56号)第1条に規定する船橋市社会福祉審議会」とする。

(船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 船橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準) 第3条 法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める基準は、第5条及び附則第2項に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。	(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準) 第3条 法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める基準は、 <u>次条、第5条及び附則第2項に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。</u> <u>(最低基準の向上)</u>
<u>第4条 削除</u>	<u>第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「船橋市社会福祉審議会条例(平成14年船橋市条例第56号)第1条に規定する船橋市社会福祉審議会」とする。</u>

(船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年船橋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)に定める基準の例による。</p>	<p>(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、<u>次条に定めるもの</u>のほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。)に定める基準の例による。</p> <p><u>(最低基準の向上)</u></p>
<p><u>第4条 削除</u></p>	<p><u>第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「船橋市社会福祉審議会条例(平成14年船橋市条例第56号)第1条に規定する船橋市社会福祉審議会」とする。</u></p>

## 理 由

児童相談所設置市移行に伴い、児童福祉審議会の組織及び運営について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第25号

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「府令」という。)の例による。</u></p>	<p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、「児童福祉施設」とは、法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「府令」という。)の例による。</u></p>
<p><u>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</u></p> <p><u>第3条 法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第4条の2まで及び附則第2項から第4項までに定めるもののほか、府令に定める基準の例による。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p><u>第3条の2 前条の規定によりその例による</u></p>	<p><u>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)</u></p> <p><u>第3条 法第45条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条及び附則第2項から第4項までに定めるもののほか、府令に定める基準の例による。</u></p>

こととされる府令第6条の2第1項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに入所する障害児及びその家族等」とする。

(児童厚生施設の設備の基準)

第4条の2 児童厚生施設に公民館その他の公共施設(以下「公共施設」という。)を併せて設置する場合において、当該公共施設の設備を利用することにより、当該児童厚生施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、当該公共施設の利用者及び当該児童厚生施設を利用する児童の処遇に支障がないときは、府令第37条第2号に掲げる児童厚生施設にあっては、便所を設けないことができる。

## 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

## 理 由

児童相談所設置市移行に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第26号

船橋市児童相談所条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市児童相談所条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置する。

(名称等)

第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市児童相談所
- (2) 位置 船橋市若松2丁目3番61号
- (3) 所管区域 船橋市全域

### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

### 理 由

児童相談所設置市移行に伴い、児童相談所を設置するについて、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第27号

船橋市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する一時保護施設（以下「一時保護施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### (一時保護施設の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第12条の4第2項の規定に基づき条例で定める基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）に定める基準の例による。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

#### 理 由

児童相談所設置市移行に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第28号

船橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）の例による。

#### (特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

#### (委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第29号

船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「府令」という。）の例による。

#### (指定に係る申請者の資格)

第3条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

#### (指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

#### (非常災害対策)

第5条 前条の規定によりその例によることとされる府令第37条第1項（府令第57条

において準用する場合を含む。) の規定の適用については、同項中「従業者」とあるのは、  
「従業者並びに入所する障害児及びその家族等」とする。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

#### 理 由

児童相談所設置市移行に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第30号

船橋市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

船橋市地方卸売市場業務条例（令和2年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(開設者による指定飲食料品等の取扱品目等の公表)</u></p> <p><u>第52条の2 市長による食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)第42条第1項に規定する指定飲食料品等の取扱品目等の公表については、法第13条第5項第3号ハに定めるところによる。</u></p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 理 由

卸売市場法の一部改正に伴い、指定飲食料品等の取扱品目、その持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標等の公表について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第31号

船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成4年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)						(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)					
第3条 (表以外の部分略)						第3条 (表以外の部分略)					
ア	イ	ウ	エ	オ	(略)	ア	イ	ウ	エ	オ	(略)
特定用途 (共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と非特定用途(住宅を除く。)に供する部分の床面積に0.75を乗じて得たものとの合計	(略)	(略)	(略)	(略)		特定用途に供する部分の床面積と非特定用途(住宅を除く。)に供する部分の床面積に0.75を乗じて得たものとの合計	(略)	(略)	(略)	(略)	
		特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。)に供する部分				特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)に供する部分					
		(略)	(略)			(略)	(略)				
(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐						(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐					

### 車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。ただし、当該増築又は用途の変更前に既に附置されている駐車施設の規模が当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を超えている場合においては、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から既に附置されている駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を新たに附置すれば足りる。

### (駐車施設の規模等)

#### 第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下「附置義務台数」という。)に0.1を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上奥行6メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、高齢者、障害者等の移動

### 車施設の附置)

第5条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替えをしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。ただし、当該増築又は用途の変更前に既に附置されている駐車施設の規模が当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模を超えている場合においては、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から既に附置されている駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を新たに附置すれば足りる。

### (駐車施設の規模等)

#### 第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、第3条から第5条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.1を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上奥行6メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上奥行6メートル以上としなければならない。

等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第19条第1項第1号に規定する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

3及び4 (略)

(届出)

第9条 (略)

2 第3条から第5条まで又は前条の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、規則で定めるところにより、10日以内に市長に届け出なければならない。

3及び4 (略)

(届出)

第9条 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定及び第9条に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第2項の規定は、令和8年10月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知(以下「確認申請等」という。)

がされた建築物について適用し、同日前に確認申請等がされた建築物については、なお従前の例による。

3 改正後の第9条第2項の規定は、令和8年10月1日以後に駐車施設を廃止した所有者又は管理者について適用する。

## 理 由

駐車場法施行令の一部改正に伴い、駐車施設を附置しなければならない建築物について、所要の改正等を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第32号

船橋市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市下水道条例の一部を改正する条例

船橋市下水道条例（昭和36年船橋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	(排水設備指定工事店の指定) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。
2及び3 (略) (指定の申請) 第7条の2 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第7条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況	2及び3 (略) (指定の申請) 第7条の2 (各号列記以外の部分略) (1) (略) (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地並びに第7条の4第1項に規定する排水設備工事責任技術者の氏名
2 (各号列記以外の部分略) (1) 法人にあってはその定款及び登記事	2 (各号列記以外の部分略) (1) 法人にあってはその定款及び登記事

項証明書、個人にあってはその住民票、  
在留カード(出入国管理及び難民認定法  
(昭和26年政令第319号)第19条の3に規  
定する在留カードをいう。)又は特別永  
住者証明書(日本国との平和条約に基づ  
き日本の国籍を離脱した者等の出入国  
管理に関する特例法(平成3年法律第71  
号)第7条第1項に規定する特別永住者証  
明書をいう。)の写し

(2) (略)

(3) 選任することとなる責任技術者の排  
水設備工事責任技術者証の写し

(4)～(6) (略)

(指定の基準)

第7条の3 (各号列記以外の部分略)

(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定によ  
り責任技術者として登録を受けた者を  
選任していること。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(責任技術者)

第7条の4 指定工事店は、市長が指定する  
者(以下「指定機関」という。)が行う試験  
に合格し、指定機関に責任技術者の登録を  
受けた者のうちから営業所ごとに責任技  
術者を選任しなければならない。ただし、  
千葉県内における同一の指定工事店の他  
の営業所について兼任することを妨げな  
い。

2及び3 (略)

(使用料の算定方法)

第16条 (表以外の部分略)

汚水 の種 類	基本使 用料	従量使用料	
		汚水排除量	使用料(1 立方メー トルにつ き)

項証明書、個人にあってはその住民票の  
写し

(2) (略)

(3) 専属することとなる排水設備工事責  
任技術者の排水設備工事責任技術者証  
の写し

(4)～(6) (略)

(指定の基準)

第7条の3 (各号列記以外の部分略)

(1) 営業所ごとに、次条第1項の規定によ  
り排水設備工事責任技術者として登録  
を受けた者が1人以上専属しているこ  
と。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(排水設備工事責任技術者)

第7条の4 指定工事店は、市長が指定する  
者(以下「指定機関」という。)が行う試験  
に合格し、指定機関に排水設備工事責任技  
術者(以下「責任技術者」とい  
う。)の登録  
を受けた者のうちから営業所ごとに責任  
技術者を専属させなければならない。

2及び3 (略)

(使用料の算定方法)

第16条 (表以外の部分略)

汚水 の種 類	基本使 用料	従量使用料	
		汚水排除量	使用料(1 立方メー トルにつ き)

一般 汚水	790円	(略)	(略)	一般 汚水	690円	(略)	(略)
		10立方メートルを超える20立方メートルまでの部分	111円			10立方メートルを超える20立方メートルまでの部分	101円
		20立方メートルを超える30立方メートルまでの部分	175円			20立方メートルを超える30立方メートルまでの部分	165円
		30立方メートルを超える50立方メートルまでの部分	240円			30立方メートルを超える50立方メートルまでの部分	230円
		50立方メートルを超える100立方メートルまでの部分	285円			50立方メートルを超える100立方メートルまでの部分	275円
		100立方メートルを超える500立方メートルまでの部分	305円			100立方メートルを超える500立方メートルまでの部分	295円
		500立方メートルを超える1,000立方メートルまでの部分	330円			500立方メートルを超える1,000立方メートルまでの部分	320円
		1,000立方メートルを超える2,000立方メートルまでの部分	345円			1,000立方メートルを超える2,000立方メートルまでの部分	335円
		2,000立方メートルを超える部分	390円			2,000立方メートルを超える部分	380円
		(略)				(略)	
2及び3 (略)				2及び3 (略)			

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第7条から第7条の4までの改正規定並びに次項の規定は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第7条の3第1項及び第7条の4第1項の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る改正後の第7条の3第1項の指定及び指定の更新（以下「指定等」という。）について適用し、同日前の申請に係る指定等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の規定にかかわらず、令和9年4月1日の属する月分の使用料（当該月分に係る期間の初日が同日である場合を除く。）については、なお従前の例による。

## 理 由

使用料の算定方法及び排水設備指定工事店の指定等について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第33号

船橋市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市手数料条例の一部を改正する条例

船橋市手数料条例（昭和36年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
手数料を徴収する事務	金額(特に定めるもののを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるもののを除き、1件につき)
1~19 (略)	(略)	1~19 (略)	(略)
20 租税特別措置 法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	ア 100平方メートル以下のもの <u>7,500円</u> イ 100平方メートルを超える500平方メートル以下のもの <u>10,400円</u> ウ 500平方メートルを超える2,000平方メートル以下のもの <u>16,200円</u> エ 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のもの <u>40,200円</u>	ア 100平方メートル以下のもの <u>6,200円</u> イ 100平方メートルを超える500平方メートル以下のもの <u>8,600円</u> ウ 500平方メートルを超える2,000平方メートル以下のもの <u>13,000円</u> エ 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のもの <u>35,000円</u>	ア 100平方メートル以下のもの <u>6,200円</u> イ 100平方メートルを超える500平方メートル以下のもの <u>8,600円</u> ウ 500平方メートルを超える2,000平方メートル以下のもの <u>13,000円</u> エ 2,000平方メートルを超える10,000平方メートル以下のもの <u>35,000円</u>

	<p>0円 オ 10,000平方メートルを超えるもの 51, 000平方メートル以下のもの 100円 カ 50,000平方メートルを超えるもの 68,600円</p>		<p>0円 オ 10,000平方メートルを超えるもの 43, 000円 カ 50,000平方メートルを超えるもの 58,000円</p>
21及び22 (略)	(略)	21及び22 (略)	(略)
23 建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)第5条ただし書の規定に基づく大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	34,400円	23 建築基準法施行条例(昭和36年千葉県条例第39号)第5条ただし書の規定に基づく大規模な建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	30,000円
24 建築基準法施行条例第7条ただし書の規定に基づく特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	34,400円	24 建築基準法施行条例第7条ただし書の規定に基づく特殊建築物の路地状の部分の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	30,000円
25 建築基準法施行条例第8条ただし書の規定に基づく学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する	34,400円	25 建築基準法施行条例第8条ただし書の規定に基づく学校等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する	30,000円

る制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		る制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	
26 建築基準法施行条例第12条ただし書の規定に基づく4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	26 建築基準法施行条例第12条ただし書の規定に基づく4階以上の階に設ける教室等に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
27 建築基準法施行条例第14条第3項の規定に基づく興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	27 建築基準法施行条例第14条第3項の規定に基づく興行場等の用途に供する建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
28 建築基準法施行条例第22条の3の規定に基づく興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	28 建築基準法施行条例第22条の3の規定に基づく興行場等の用途に供する建築物に関する規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
29 建築基準法施行条例第23条第3項の規定に基づく物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築	<u>34,400円</u>	29 建築基準法施行条例第23条第3項の規定に基づく物品販売業を営む店舗等の用途に供する建築	<u>30,000円</u>

物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	
30 建築基準法施行条例第39条第3項第2号の規定に基づく共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	30 建築基準法施行条例第39条第3項第2号の規定に基づく共同住宅等の用途に供する建築物の周囲の空地に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
31 建築基準法施行条例第40条第1項第2号の規定に基づく共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	31 建築基準法施行条例第40条第1項第2号の規定に基づく共同住宅等の主要出入口と道との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
32 建築基準法施行条例第42条第3項の規定に基づく木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	32 建築基準法施行条例第42条第3項の規定に基づく木造長屋の階数に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
33 建築基準法施行条例第44条第3項の規定に基づく車庫等の用途に供する建築物	<u>34,400円</u>	33 建築基準法施行条例第44条第3項の規定に基づく車庫等の用途に供する建築物	<u>30,000円</u>

の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		の敷地の自動車の出入口の位置に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	
34 建築基準法施行条例第51条第5項の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	34,400円	34 建築基準法施行条例第51条第4項の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	30,000円

別表第3

手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)	手数料を徴収する事務	金額(特に定めるものを除き、1件につき)
1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請に対する審査	<p>1 (略)            ア 30平方メートル以内のもの <u>11,500円</u>            イ (略)            ウ 100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの <u>3,900円</u>            エ～ケ (略)            (摘要)            1～5 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請に対する審査</p>	<p>1 (略)            ア 30平方メートル以内のもの <u>10,000円</u>            イ (略)            ウ 100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの <u>3,500円</u>            エ～ケ (略)            (摘要)            1～5 (略)</p> <p>2 (略)</p>
2 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査	<p>1 (略)            ア (略)            (1) 30平方メートル以内のもの <u>24,600円</u>            (2) 及び(3)</p>	<p>2 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請に対する審査</p>	<p>1 (略)            ア (略)            (1) 30平方メートル以内のもの <u>22,000円</u>            (2) 及び(3)</p>

	<p>(略)</p> <p>(4) 200平方メートルを超えるもの 5  <u>9,500円</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 30平方メートルを超えるもの 28  <u>700円</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 200平方メートルを超えるもの 5  <u>4,000円</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 30平方メートルを超えるもの 26  <u>000円</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p>
3 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	<p>(略)</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの <u>21,400円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 100平方メートルを超えるもの 3  <u>4,600円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超えるもの 4  <u>5,300円</u></p>	<p>(略)</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 100平方メートルを超えるもの 3  <u>1,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超えるもの 4  <u>1,000円</u></p>

	オ (略) カ 1,000平方メートルを超えるもの <u>87,100円</u> キ～ケ (略)		オ (略) カ 1,000平方メートルを超えるもの <u>79,000円</u> キ～ケ (略)
4 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査	<u>152,000円</u>	4 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の申請に対する審査	<u>134,000円</u>
5 建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知に対する審査	1 (略) ア 30平方メートル以内のもの <u>11,500円</u> イ (略) ウ 100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの 3 <u>9,000円</u> エ～ケ (略) (摘要) 1～5 (略) 2 (略)	1 (略) ア 30平方メートル以内のもの <u>10,000円</u> イ (略) ウ 100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの 3 <u>5,000円</u> エ～ケ (略) (摘要) 1～5 (略) 2 (略)	1 (略) ア 30平方メートル以内のもの <u>10,000円</u> イ (略) ウ 100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの 3 <u>5,000円</u> エ～ケ (略) (摘要) 1～5 (略) 2 (略)
6 建築基準法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1 (略) ア (略) (1) 30平方メートル以内のもの <u>24,600円</u> (2)及び(3) (略)	1 (略) ア (略) (1) 30平方メートル以内のもの <u>22,000円</u> (2)及び(3) (略)	1 (略) ア (略) (1) 30平方メートル以内のもの <u>22,000円</u> (2)及び(3) (略)

	<p>(4) 200平方メートルを超えるもの 5  <u>9,500円</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 30平方メートルを超えるもの 28  <u>700円</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p>		<p>(4) 200平方メートルを超えるもの 5  <u>4,000円</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 30平方メートルを超えるもの 26  <u>000円</u></p> <p>(3)～(9) (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>イ (略)</p>
7 建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	<p>(略)</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの <u>21,400円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 100平方メートルを超えるもの 3  <u>4,600円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超えるもの 4  <u>5,300円</u></p> <p>オ (略)</p>	7 建築基準法第18条第28項の規定による特定工程の工事終了の通知に対する検査	<p>(略)</p> <p>ア 30平方メートル以内のもの <u>19,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 100平方メートルを超えるもの 3  <u>1,000円</u></p> <p>エ 200平方メートルを超えるもの 4  <u>1,000円</u></p> <p>オ (略)</p>

	力 1,000平方メートルを超えるもの <u>87,100円</u> キ～ケ (略)		力 1,000平方メートルを超えるもの <u>79,000円</u> キ～ケ (略)
8 建築基準法第18条第38項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の通知に対する審査	<u>152,000円</u>	8 建築基準法第18条第38項第1号又は第2号(同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定の通知に対する審査	<u>134,000円</u>
9 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の申請に対する審査	1 指定の申請 <u>6 1,500円</u> 2 変更の申請 <u>3 5,700円</u> 3 廃止の申請 <u>3 5,700円</u>	9 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の申請に対する審査	1 指定の申請 <u>5 0,000円</u> 2 変更の申請 <u>3 1,000円</u> 3 廃止の申請 <u>3 1,000円</u>
10 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	10 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
11 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	<u>49,600円</u>	11 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	<u>38,000円</u>
12 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	<u>45,300円</u>	12 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	<u>38,000円</u>
13 建築基準法第44条第1項第3号の	<u>34,400円</u>	13 建築基準法第44条第1項第3号の	<u>30,000円</u>

規定に基づく建築の認定の申請に対する審査		規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	
14及び15 (略)	(略)	14及び15 (略)	(略)
16 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	<u>310,000円</u> (摘要) (略) ア 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合 <u>77,900円</u> イ 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合 <u>217,000円</u>	16 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	<u>270,000円</u> (摘要) (略) ア 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合 <u>70,000円</u> イ 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合 <u>190,000円</u>
17 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	<u>299,000円</u>	17 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	<u>240,000円</u>
17の2 建築基準法	<u>34,400円</u>	17の2 建築基準法	<u>30,000円</u>

第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査		第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	
18 (略)	(略)	18 (略)	(略)
19 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	44,500円	19 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	38,000円
20 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	44,500円	20 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	38,000円
21 (略)	(略)	21 (略)	(略)
22 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	34,400円	22 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	30,000円
22の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する	179,000円	22の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する	160,000円

る特例の許可の申請に対する審査		る特例の許可の申請に対する審査	
23及び24 (略)	(略)	23及び24 (略)	(略)
25 建築基準法第5 7条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	25 建築基準法第5 7条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
25の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	<u>179,000円</u>	25の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	<u>160,000円</u>
26~29 (略)	(略)	26~29 (略)	(略)
30 建築基準法第6 8条の3第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、同条第2項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,400円</u>	30 建築基準法第6 8条の3第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、同条第2項の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
31 (略)	(略)	31 (略)	(略)
32 建築基準法第6 8条の4の規定に	<u>34,400円</u>	32 建築基準法第6 8条の4の規定に	<u>30,000円</u>

基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	33 (略)	(略)	基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	33 (略)	(略)
34 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	34,400円		34 建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	30,000円	
35 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	34,400円		35 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合に関する特例の認定の申請に対する審査	30,000円	
36 (略)	(略)		36 (略)	(略)	
37 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	149,000円		37 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	120,000円	
38 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対	199,000円		38 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対	160,000円	

する審査		する審査	
39 建築基準法第8 6条第1項の規定 に基づく1又は2 以上の建築物に 関する特例の認 定の申請に対す る審査	建築物の数が2以下 である場合にあつ ては <u>96,700円</u> 、建築 物の数が3以上であ る場合にあつては <u>9 6,700円</u> に2を超 える建築物の数に <u>34, 500円</u> を乗じて得た 金額を加算した金 額	39 建築基準法第8 6条第1項の規定 に基づく1又は2 以上の建築物に 関する特例の認 定の申請に対す る審査	建築物の数が2以下 である場合にあつ ては <u>78,000円</u> 、建築 物の数が3以上であ る場合にあつては <u>7 8,000円</u> に2を超 える建築物の数に <u>28, 000円</u> を乗じて得た 金額を加算した金 額
40 建築基準法第8 6条第2項の規定 に基づく複数建 築物に関する特 例の認定の申請 に対する審査	建築物(建築等に係 る建築物に限る。以 下この項において 同じ。)の数が1であ る場合にあつては <u>9 6,700円</u> 、建築物の 数が2以上である場 合にあつては <u>96,70 0円</u> に1を超える建 築物の数に <u>34,500 円</u> を乗じて得た金 額を加算した金額	40 建築基準法第8 6条第2項の規定 に基づく複数建 築物に関する特 例の認定の申請 に対する審査	建築物(建築等に係 る建築物に限る。以 下この項において 同じ。)の数が1であ る場合にあつては <u>7 8,000円</u> 、建築物の 数が2以上である場 合にあつては <u>78,00 0円</u> に1を超える建 築物の数に <u>28,000 円</u> を乗じて得た金 額を加算した金額
41 建築基準法第8 6条第3項の規定 に基づく1又は2 以上の建築物の 各部分の高さ又 は延べ面積の敷 地面積に対する 割合に関する特 例の許可の申請 に対する審査	建築物の数が2以下 である場合にあつ ては242,000円、建 築物の数が3以上で ある場合にあつて は242,000円に2を 超える建築物の数 に <u>34,500円</u> を乗じ て得た金額を加算 した金額	41 建築基準法第8 6条第3項の規定 に基づく1又は2 以上の建築物の 各部分の高さ又 は延べ面積の敷 地面積に対する 割合に関する特 例の許可の申請 に対する審査	建築物の数が2以下 である場合にあつ ては242,000円、建 築物の数が3以上で ある場合にあつて は242,000円に2を 超える建築物の数 に <u>28,000円</u> を乗じ て得た金額を加算 した金額
42 建築基準法第8 6条第4項の規定 に基づく複数建 築物の各部分の 高さ又は延べ面 積の敷地面積に	建築物(建築等に係 る建築物に限る。以 下この項において 同じ。)の数が1であ る場合にあつては2 42,000円、建築物の	42 建築基準法第8 6条第4項の規定 に基づく複数建 築物の各部分の 高さ又は延べ面 積の敷地面積に	建築物(建築等に係 る建築物に限る。以 下この項において 同じ。)の数が1であ る場合にあつては2 42,000円、建築物の

対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	数が2以上である場合にあっては <u>242,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>34,500円</u> を乗じて得た金額を加算した金額	対する割合に関する特例の許可の申請に対する審査	数が2以上である場合にあっては <u>242,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額
43 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては <u>96,700円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあっては <u>96,700円</u> に1を超える建築物の数に <u>34,500円</u> を乗じて得た金額を加算した金額	43 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては <u>78,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあっては <u>78,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額
44 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さ又は延べ面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては <u>242,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあっては <u>242,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>34,500円</u> を乗じて得た金額を加算した金額	44 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さ又は延べ面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては <u>242,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあっては <u>242,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額
45 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては <u>242,000円</u> 、建築物の数が2以上	45 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては <u>242,000円</u> 、建築物の数が2以上

	である場合にあつては242,000円に1を超える建築物の数に <u>34,500円</u> を乗じて得た金額を加算した金額		である場合にあつては242,000円に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額
46 建築基準法第8 6条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	<u>7,800円</u> に現に存する建築物の数に <u>14,900円</u> を乗じて得た金額を加算した金額	46 建築基準法第8 6条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	<u>6,400円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,000円</u> を乗じて得た金額を加算した金額
47 建築基準法第8 6条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>34,600円</u>	47 建築基準法第8 6条の6第2項の規定に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>30,000円</u>
48 建築基準法第8 6条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	<u>153,000円</u>	48 建築基準法第8 6条の8第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	<u>135,000円</u>
49 建築基準法第8 6条の8第3項(同)	<u>153,000円</u>	49 建築基準法第8 6条の8第3項(同)	<u>135,000円</u>

法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査		法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定の申請に対する審査	
50 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	<u>153,000円</u>	50 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定の申請に対する審査	<u>135,000円</u>
51 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	<u>149,000円</u>	51 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	<u>120,000円</u>
52 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に	<u>199,000円</u>	52 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可の申請に	<u>160,000円</u>

対する審査		対する審査	
53 建築基準法第8 7条の4において 準用する同法第6 条第1項の規定に による確認の申請 に対する審査	<p>1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき24,000円(小荷物専用昇降機については1基につき<u>10,200円</u>)</p> <p>2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1基につき <u>12,600円</u>(小荷物専用昇降機については1基につき <u>8,000円</u>)</p>	53 建築基準法第8 7条の4において 準用する同法第6 条第1項の規定に による確認の申請 に対する審査	<p>1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき24,000円(小荷物専用昇降機については1基につき<u>9,000円</u>)</p> <p>2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1基につき <u>11,000円</u>(小荷物専用昇降機については1基につき <u>7,000円</u>)</p>
54 建築基準法第8 7条の4において 準用する同法第7 条第1項の規定に による完了検査の 申請に対する審 査	1基につき37,000円 (小荷物専用昇降機については1基につき <u>22,500円</u> )	54 建築基準法第8 7条の4において 準用する同法第7 条第1項の規定に による完了検査の 申請に対する審 査	1基につき37,000円 (小荷物専用昇降機については1基につき <u>20,000円</u> )
55 建築基準法第8 7条の4において 準用する同法第1 8条第2項の規定 による計画の通 知に対する審査	<p>1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき24,000円(小荷物専用昇降機については1基につき<u>10,200円</u>)</p>	55 建築基準法第8 7条の4において 準用する同法第1 8条第2項の規定 による計画の通 知に対する審査	<p>1 建築設備を設置する場合(確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。) 1基につき24,000円(小荷物専用昇降機については1基につき<u>9,000円</u>)</p>

	2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1基につき <u>12,600円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき 8,000円)		2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 1基につき <u>11,000円</u> (小荷物専用昇降機については1基につき 7,000円)
56 建築基準法第8条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1基につき37,000円(小荷物専用昇降機については1基につき <u>22,500円</u> )	56 建築基準法第8条の4において準用する同法第18条第20項の規定による工事の完了の通知に対する検査	1基につき37,000円(小荷物専用昇降機については1基につき <u>20,000円</u> )
57 建築基準法第8条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>23,700円</u> 2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>10,200円</u>	57 建築基準法第8条第1項又は第2項の規定による確認の申請に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>21,000円</u> 2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>9,000円</u>
58 (略)	(略)	58 (略)	(略)
59 建築基準法第8条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>23,700円</u>	59 建築基準法第8条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画の通知に対する審査	1 工作物を築造する場合(確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合を除く。) 1基につき <u>21,000円</u>

	2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>10,200円</u>		2 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 1基につき <u>9,000円</u>
60 (略)	(略)	60 (略)	(略)
60の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>32,400円</u>	60の2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第11項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>29,000円</u>
60の3 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>32,400円</u>	60の3 建築基準法施行令第137条の12第12項の規定に基づく既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>29,000円</u>
61 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>33,700円</u>	61 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	<u>27,000円</u>

62 (略)	(略)	62 (略)	(略)
63 租税特別措置 法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略) ア 100平方メートル以下のも の <u>7,500円</u> イ 100平方メー トルを超える500 平方メートル 以下のもの <u>1 0,400円</u> ウ 500平方メー トルを超える2,0 00平方メート ル以下のもの <u>16,200円</u> エ 2,000平方メ ートルを超える1 0,000平方メー トル以下のもの <u>40,200円</u> オ 10,000平方 メートルを超 えるもの <u>51, 100円</u>	63 租税特別措置 法第28条の4第3項第7号口若しくは第63条第3項第7号口又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	(略) ア 100平方メー トル以下のも の <u>6,200円</u> イ 100平方メー トルを超える500 平方メートル 以下のもの <u>8, 600円</u> ウ 500平方メー トルを超える2,0 00平方メート ル以下のもの <u>13,000円</u> エ 2,000平方メ ートルを超える1 0,000平方メー トル以下のもの <u>35,000円</u> オ 10,000平方 メートルを超 えるもの <u>43, 000円</u>
64~81 (略)	(略)	64~81 (略)	(略)
82 建築基準法に 基づく処分その 他の行為につい ての証明	1通につき <u>500円</u>	82 建築基準法に 基づく処分その 他の行為につい ての証明	1通につき <u>400円</u>
83 認定長期優良 住宅についての 証明	1通につき <u>500円</u>	83 認定長期優良 住宅についての 証明	1通につき <u>400円</u>
84 低炭素建築物 についての証明	1通につき <u>500円</u>	84 低炭素建築物 についての証明	1通につき <u>400円</u>
85~197 (略)	(略)	85~197 (略)	(略)
198 医薬品、医療 機器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関する	(略)	198 医薬品、医療 機器等の品質、有 効性及び安全性 の確保等に関する	(略)

る法律第14条第1 3項の規定に基づ く薬局製造販売 医薬品の製造販 売の承認事項の 変更の承認の申 請に対する審査	る法律第14条第1 5項の規定に基づ く薬局製造販売 医薬品の製造販 売の承認事項の 変更の承認の申 請に対する審査
199～256 (略)	(略)
257 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律(平成 20年法律第87号) 第5条第1項から 第7項までの規定 による認定の申 請に対する審査	<p>1 (略) ア (略) (1) 一戸建て の住宅 <u>8,7 00円</u> (2) (略) (ア) 5戸以内 のもの <u>1 6,700円</u> (イ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>28,800</u> 円 (ウ) 10戸を 超え25戸 以内のもの <u>44,50 0円</u> (エ) 25戸を 超え50戸 以内のもの <u>77,30 0円</u> (オ) 50戸を 超え100戸 以内のもの <u>126,0 00円</u> (カ) 100戸を 超え200戸</p>
199～256 (略)	(略)
257 長期優良住宅 の普及の促進に 関する法律(平成 20年法律第87号) 第5条第1項から 第7項までの規定 による認定の申 請に対する審査	<p>1 (略) ア (略) (1) 一戸建て の住宅 <u>7,0 00円</u> (2) (略) (ア) 5戸以内 のもの <u>1 4,000円</u> (イ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>25,000</u> 円 (ウ) 10戸を 超え25戸 以内のもの <u>39,00 0円</u> (エ) 25戸を 超え50戸 以内のもの <u>68,00 0円</u> (オ) 50戸を 超え100戸 以内のもの <u>112,0 00円</u> (カ) 100戸を 超え200戸</p>

以内のも の <u>210,0</u> <u>00円</u>	( $\ddagger$ ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>263,0</u> <u>00円</u>	( $\ddagger$ ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>233,0</u> <u>00円</u>
( $\wedge$ ) 300戸を 超えるも の <u>289,0</u> <u>00円</u>	( $\wedge$ ) 300戸を 超えるも の <u>256,0</u> <u>00円</u>	( $\wedge$ ) 300戸を 超えるも の <u>256,0</u> <u>00円</u>
イ (略)	イ (略)	イ (略)
(1) 一戸建て の住宅 <u>13,</u> <u>100円</u>	(1) 一戸建て の住宅 <u>11,</u> <u>000円</u>	(1) 一戸建て の住宅 <u>11,</u> <u>000円</u>
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
( $\gamma$ ) 5戸以内 のもの <u>2</u> <u>5,100円</u>	( $\gamma$ ) 5戸以内 のもの <u>2</u> <u>2,000円</u>	( $\gamma$ ) 5戸以内 のもの <u>2</u> <u>2,000円</u>
( $\lambda$ ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>43,200</u> 円	( $\lambda$ ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>38,000</u> 円	( $\lambda$ ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>38,000</u> 円
( $\wedge$ ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>66,70</u> 0円	( $\wedge$ ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>59,00</u> 0円	( $\wedge$ ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>59,00</u> 0円
( $\varepsilon$ ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>115,0</u> 00円	( $\varepsilon$ ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>102,0</u> 00円	( $\varepsilon$ ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>102,0</u> 00円
( $\delta$ ) 50戸を 超え100戸 以内のも の <u>189,0</u> 00円	( $\delta$ ) 50戸を 超え100戸 以内のも の <u>167,0</u> 00円	( $\delta$ ) 50戸を 超え100戸 以内のも の <u>167,0</u> 00円

	(カ) 100戸を 超え200戸 以内のも の <u>316,0</u> <u>00円</u>		(カ) 100戸を 超え200戸 以内のも の <u>280,0</u> <u>00円</u>
	(キ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>394,0</u> <u>00円</u>		(キ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>349,0</u> <u>00円</u>
	(ク) 300戸を 超えるも の <u>432,0</u> <u>00円</u>		(ク) 300戸を 超えるも の <u>383,0</u> <u>00円</u>
	ウ (略)		ウ (略)
2 (略)		2 (略)	
ア (略)		ア (略)	
(1) 一戸建て の住宅 <u>44,</u> <u>800円</u>		(1) 一戸建て の住宅 <u>39,</u> <u>000円</u>	
(2) (略)		(2) (略)	
(ア) 5戸以内 のもの <u>1</u> <u>08,000円</u>		(ア) 5戸以内 のもの <u>9</u> <u>6,000円</u>	
(イ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>174,000</u> 円		(イ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>154,000</u> 円	
(ウ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>344,0</u> <u>00円</u>		(ウ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>305,0</u> <u>00円</u>	
(エ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>627,0</u> <u>00円</u>		(エ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>556,0</u> <u>00円</u>	
(オ) 50戸を		(オ) 50戸を	

超え100戸 以内のも の <u>1,091,</u> <u>000円</u>	(カ) 100戸を 超え200戸 以内のも の <u>2,021,</u> <u>000円</u>	(カ) 100戸を 超え200戸 以内のも の <u>1,794,</u> <u>000円</u>
(ダ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>2,895,</u> <u>000円</u>	(ダ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>2,569,</u> <u>000円</u>	(ダ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>3,145,</u> <u>000円</u>
(エ) 300戸を 超えるも の <u>3,545,</u> <u>000円</u>	(エ) 300戸を 超えるも の <u>3,145,</u> <u>000円</u>	(エ) 300戸を 超えるも の <u>3,145,</u> <u>000円</u>
イ (略)	イ (略)	イ (略)
(1) 一戸建て の住宅 <u>67,</u> <u>200円</u>	(1) 一戸建て の住宅 <u>59,</u> <u>000円</u>	(1) 一戸建て の住宅 <u>59,</u> <u>000円</u>
(2) (略)	(2) (略)	(2) (略)
(ア) 5戸以内 のもの <u>1</u> <u>62,000円</u>	(ア) 5戸以内 のもの <u>1</u> <u>44,000円</u>	(ア) 5戸以内 のもの <u>1</u> <u>44,000円</u>
(イ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>261,000</u> 円	(イ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>232,000</u> 円	(イ) 5戸を超 え10戸以 内のもの <u>232,000</u> 円
(ウ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>516,0</u> <u>00円</u>	(ウ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>458,0</u> <u>00円</u>	(ウ) 10戸を 超え25戸 以内のも の <u>458,0</u> <u>00円</u>
(エ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>940,0</u>	(エ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>834,0</u>	(エ) 25戸を 超え50戸 以内のも の <u>834,0</u>

<p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>(オ) 50戸を 超え100戸 以内のも の <u>1,637,</u> <u>000円</u></p> <p>(カ) 100戸を 超え200戸 以内のも の <u>3,032,</u> <u>000円</u></p> <p>(キ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>4,342,</u> <u>000円</u></p> <p>(ク) 300戸を 超えるも の <u>5,317,</u> <u>000円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅の 普及の促進に關 する法律第6条第 2項の規定による 申出があった場 合の認定の申請 の手数料の金額 は、表に定める金 額に、別表第3の5 の項に掲げる区 分に応じ、それぞ れ同項金額の欄 に定める金額を 加算した金額と する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>00円</u></p> <p>(オ) 50戸を 超え100戸 以内のも の <u>1,453,</u> <u>000円</u></p> <p>(カ) 100戸を 超え200戸 以内のも の <u>2,691,</u> <u>000円</u></p> <p>(キ) 200戸を 超え300戸 以内のも の <u>3,853,</u> <u>000円</u></p> <p>(ク) 300戸を 超えるも の <u>4,718,</u> <u>000円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(摘要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 長期優良住宅の 普及の促進に關 する法律第6条第 2項の規定による 申出があった場 合の認定の申請 の手数料の金額 は、表に定める金 額に、建築基準法 第18条第2項(同 法第87条第1項に おいて準用する 場合を含む。)の規 定による計画の 通知の項に掲げ る区分に応じ、そ れぞれ同項金額</p>
--	---

			の欄に定める金額を加算した金額とする。
258～260 (略)	(略)		
260の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		<u>173,000円</u>	
261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 (略) ア (略) (1) (略) (2) (略) (ア)及び(イ) (略) (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>48,800円</u> (エ) 5,000平方メートル以上のもの <u>87,400円</u> イ (略) (1) (略) (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1		260の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査
		<u>156,000円</u>	
261 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定による認定の申請に対する審査	1 (略) ア (略) (1) (略) (2) (略) (ア)及び(イ) (略) (ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>44,000円</u> (エ) 5,000平方メートル以上のもの <u>79,000円</u> イ (略) (1) (略) (2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1		

	<u>7,800円</u>		<u>6,000円</u>
	(3) 1,000平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満のもの 2 <u>9,100円</u>		(3) 1,000平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満のもの 2 <u>6,000円</u>
	(4) 2,000平方 メートル以 上5,000平方 メートル未 満のもの 8 <u>7,400円</u>		(4) 2,000平方 メートル以 上5,000平方 メートル未 満のもの 7 <u>9,000円</u>
	(5)~(7) (略)		(5)~(7) (略)
2	(略) ア (略) (1) (略) (ア) (略) (i) 200平 方メー トル未 満のも の <u>18.</u> <u>900円</u>		(略) ア (略) (1) (略) (ア) (略) (i) 200平 方メー トル未 満のも の <u>17.</u> <u>000円</u>
	(ii) 200 平方メ ートル 以上のも の 2 <u>0,400円</u>		(ii) 200 平方メ ートル 以上のも の 1 <u>8,000円</u>
	(イ) (略) (i) 300平 方メー トル未 満のも の <u>35.</u> <u>700円</u>		(イ) (略) (i) 300平 方メー トル未 満のも の <u>32.</u> <u>000円</u>
	(ii) 300 平方メ ートル		(ii) 300 平方メ ートル

	以上2,0 00平方 メート ル未満 のもの <u>61,90</u> 0円 (iii)及び (iv) (略) (2) (略) (i) (略) 200平 方メー トル未 満のも の <u>27</u> , <u>700円</u> (ii) (略) (i) (略) 300平 方メー トル未 満のも の <u>55</u> , <u>300円</u> (ii)~(iv) (略) (3) (略) (i) (略) 300平 方メー トル未 満のも の <u>75</u> , <u>000円</u> (ii)~(iv) (略) イ (略) (1) (略)		以上2,0 00平方 メート ル未満 のもの <u>56,00</u> 0円 (iii)及び (iv) (略) (2) (略) (i) (略) 200平 方メー トル未 満のも の <u>25</u> , <u>000円</u> (ii) (略) (i) (略) 300平 方メー トル未 満のも の <u>50</u> , <u>000円</u> (ii)~(iv) (略) (3) (略) (i) (略) 300平 方メー トル未 満のも の <u>68</u> , <u>000円</u> (ii)~(iv) (略) イ (略) (1) (略)
--	---	--	---

	<p>(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>94,70</u> <u>0円</u> (イ)～(キ) (略) (2) (略) (摘要) 1～6 (略)</p>		<p>(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>86,00</u> <u>0円</u> (イ)～(キ) (略) (2) (略) (摘要) 1～6 (略)</p>
262～265 (略)	(略)	262～265 (略)	(略)
266 建築物のエネ ルギー消費性能 の向上等に関する法律第11条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(略) 1 (略) ア (略) (1) (略) (ア) 200平方 メートル 未満のも の <u>18,90</u> <u>0円</u> (イ) 200平方 メートル 以上のも の <u>20,40</u> <u>0円</u> (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>35,70</u> <u>0円</u> (イ) 300平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの <u>6</u> <u>1,900円</u> (ウ)及び(エ)</p>	<p>(略) 1 (略) ア (略) (1) (略) (ア) 200平方 メートル 未満のも の <u>17,00</u> <u>0円</u> (イ) 200平方 メートル 以上のも の <u>18,00</u> <u>0円</u> (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>32,00</u> <u>0円</u> (イ) 300平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの <u>5</u> <u>6,000円</u> (ウ)及び(エ)</p>	<p>(略) 1 (略) ア (略) (1) (略) (ア) 200平方 メートル 未満のも の <u>17,00</u> <u>0円</u> (イ) 200平方 メートル 以上のも の <u>18,00</u> <u>0円</u> (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>32,00</u> <u>0円</u> (イ) 300平方 メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のもの <u>5</u> <u>6,000円</u> (ウ)及び(エ)</p>

	(略)		(略)
イ (略)		イ (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
(ア) 200平方 メートル 未満のも の <u>27,70</u> <u>0円</u>		(ア) 200平方 メートル 未満のも の <u>25,00</u> <u>0円</u>	
(イ) (略)		(イ) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>55,30</u> <u>0円</u>		(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>50,00</u> <u>0円</u>	
(イ)～(エ) (略)		(イ)～(エ) (略)	
ウ (略)		ウ (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>75,00</u> <u>0円</u>		(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>68,00</u> <u>0円</u>	
(イ)～(エ) (略)		(イ)～(エ) (略)	
2 (略)		2 (略)	
ア (略)		ア (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>94,70</u> <u>0円</u>		(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>86,00</u> <u>0円</u>	
(イ)～(キ) (略)		(イ)～(キ) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
(ア) 300平方 メートル		(ア) 300平方 メートル	

	未満のも の <u>20,40</u> 0円		未満のも の <u>18,00</u> 0円
(イ)	300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 2 <u>8,800円</u>	(イ)	300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 2 <u>6,000円</u>
(ウ)	1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未 満のもの <u>40,800</u> 円	(ウ)	1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未 満のもの <u>37,000</u> 円
(エ)～(キ)	(略)	(エ)～(キ)	(略)
イ	(略)	イ	(略)
(1)	(略)	(1)	(略)
(2)	(略)	(2)	(略)
(ア)	300平方 メートル 未満のも の <u>24,80</u> 0円	(ア)	300平方 メートル 未満のも の <u>22,00</u> 0円
(イ)	300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 3 <u>3,500円</u>	(イ)	300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 3 <u>0,000円</u>
(ウ)	1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未	(ウ)	1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未

	<p>満のもの <u>46,600</u> 円 (エ)～(キ) (略) (摘要) 1～6 (略)</p>	<p>満のもの <u>42,000</u> 円 (エ)～(キ) (略) (摘要) 1～6 (略)</p>
267 (略)	(略)	267 (略)
268 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの <u>18,900</u>円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの <u>20,400</u>円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの <u>35,700</u>円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>6,1900円</u></p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(ア) 200平方メートル未満のもの <u>17,000</u>円</p> <p>(イ) 200平方メートル以上のもの <u>18,000</u>円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(ア) 300平方メートル未満のもの <u>32,000</u>円</p> <p>(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>5,6,000円</u></p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p>

		(ア) 200平方 メートル 未満のも の <u>27,70</u> <u>0円</u> (イ) (略) (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>55,30</u> <u>0円</u> (イ)～(エ) (略) ウ (略) (1) (略) (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>75,00</u> <u>0円</u> (イ)～(エ) (略) 2 (略) ア (略) (1) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>94,70</u> <u>0円</u> (イ)～(キ) (略) (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>20,40</u> <u>0円</u>		(ア) 200平方 メートル 未満のも の <u>25,00</u> <u>0円</u> (イ) (略) (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>50,00</u> <u>0円</u> (イ)～(エ) (略) ウ (略) (1) (略) (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>68,00</u> <u>0円</u> (イ)～(エ) (略) 2 (略) ア (略) (1) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>86,00</u> <u>0円</u> (イ)～(キ) (略) (2) (略) (ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>18,00</u> <u>0円</u>
--	--	---	--	---

	(イ) 300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 2 <u>8,800円</u>		(イ) 300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 2 <u>6,000円</u>
	(ウ) 1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未 満のもの <u>40,800</u>		(ウ) 1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未 満のもの <u>37,000</u>
	円		円
	(エ)～(キ) (略)		(エ)～(キ) (略)
イ	(略)		(略)
(1)	(略)		(1) (略)
(2)	(略)		(2) (略)
	(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>24,80</u> 0円		(ア) 300平方 メートル 未満のも の <u>22,00</u> 0円
	(イ) 300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 3 <u>3,500円</u>		(イ) 300平方 メートル 以上1,000 平方メー トル未満 のもの 3 <u>0,000円</u>
	(ウ) 1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未 満のもの <u>46,600</u>		(ウ) 1,000平 方メート ル以上2,0 0平方メ ートル未 満のもの <u>42,000</u>
	円		円

	(エ)～(キ) (略) (摘要) 1～6 (略)	(エ)～(キ) (略) (摘要) 1～6 (略)
269 (略)	(略)	269 (略)
270 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に対する審査	<p>1 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>48,800円</u></p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のものの <u>87,400円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>17,800円</u></p> <p>(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>29,100円</u></p> <p>(4) 2,000平方</p>	<p>1 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(ア)及び(イ) (略)</p> <p>(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>44,000円</u></p> <p>(エ) 5,000平方メートル以上のものの <u>79,000円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの <u>16,000円</u></p> <p>(3) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの <u>26,000円</u></p> <p>(4) 2,000平方</p>

	メートル以上5,000平方メートル未満のもの 8 <u>7,400円</u> (5)~(7) (略)		メートル以上5,000平方メートル未満のもの 7 <u>9,000円</u> (5)~(7) (略)
2 (略)		2 (略)	
ア (略)		ア (略)	
(1) (略)		(1) (略)	
(ア) (略)		(ア) (略)	
(i) 200平方メートル未満のもの 18, <u>900円</u>		(i) 200平方メートル未満のもの 17, <u>000円</u>	
(ii) 200平方メートル以上のもの 2 <u>0,400円</u>		(ii) 200平方メートル以上のもの 1 <u>8,000円</u>	
(イ) (略)		(イ) (略)	
(i) 300平方メートル未満のもの 35, <u>700円</u>		(i) 300平方メートル未満のもの 32, <u>000円</u>	
(ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 61,90 <u>0円</u>		(ii) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 56,00 <u>0円</u>	
(iii) 及び		(iii) 及び	

		(iv) (略)			(iv) (略)
	(2)	(略)		(2)	(略)
	(ア)	(略)		(ア)	(略)
	(イ)	200平 方メ一 トル未 満のも の <u>27,</u> <u>700円</u>		(イ)	200平 方メ一 トル未 満のも の <u>25,</u> <u>000円</u>
	(ii)	(略)		(ii)	(略)
	(イ)	(略)		(イ)	(略)
	(i)	300平 方メ一 トル未 満のも の <u>55,</u> <u>300円</u>		(i)	300平 方メ一 トル未 満のも の <u>50,</u> <u>000円</u>
	(ii)～(iv)	(略)		(ii)～(iv)	(略)
	(3)	(略)		(3)	(略)
	(ア)	(略)		(ア)	(略)
	(イ)	(略)		(イ)	(略)
	(i)	300平 方メ一 トル未 満のも の <u>75,</u> <u>000円</u>		(i)	300平 方メ一 トル未 満のも の <u>68,</u> <u>000円</u>
	(ii)～(iv)	(略)		(ii)～(iv)	(略)
	イ	(略)		イ	(略)
	(1)	(略)		(1)	(略)
	(ア)	300平方 メートル 未満のも の <u>94,70</u> <u>0円</u>		(ア)	300平方 メートル 未満のも の <u>86,00</u> <u>0円</u>
	(イ)～(キ)	(略)		(イ)～(キ)	(略)
	(2)	(略)		(2)	(略)

	(摘要) 1~7 (略)		(摘要) 1~7 (略)
271~273 (略)	(略)	271~273 (略)	(略)
274 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	(略)	<u>274 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</u>	(略)

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 別表第2の34の項の改正規定（「第51条第4項」を「第51条第5項」に改める部分に限る。） 公布の日
  - 別表第3の274の項の改正規定 令和8年4月1日
  - 別表第3の198の項の改正規定 令和8年5月1日
- （経過措置）
- この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の船橋市手数料条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

## 理 由

手数料の受益者負担の適正化を図るとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に係る手数料について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第34号

船橋市青少年健全育成基金条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市青少年健全育成基金条例

(設置)

第1条 青少年の健全育成に寄与する事業を推進し、もって青少年の健全育成を図るため、船橋市青少年健全育成基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、青少年の健全育成に寄与する事業に要する経費に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

青少年の健全育成に寄与する事業を推進するため、青少年健全育成基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第35号

船橋市図書館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市図書館条例の一部を改正する条例

船橋市図書館条例（平成28年船橋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の2 第11条の3に規定する利用料の収受に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(有料とする駐車場の供用日等)</u></p> <p><u>第11条の2 船橋市北図書館の駐車場(以下「北図書館駐車場」という。)は有料とし、当該駐車場の供用日及び供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、北図書館駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て臨時に北図書館駐車場の全部若しくは一部の供用を休止し、又は供用時間を変更することができる。</u></p> <p><u>(1) 供用日 1月1日から12月31日まで</u></p> <p><u>(2) 供用時間 午前零時から午後12時まで</u></p> <p><u>とする。ただし、入出庫の取扱時間は、教育委員会規則で定める。</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

(利用料)

第11条の3 北図書館駐車場を利用する者は、利用料として別表に定める額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を指定管理者に支払わなければならぬ。ただし、船橋市北図書館に入館し、又は船橋市二和公民館若しくは船橋市二和出張所を利用する者であって、教育委員会が定める手続を行ったものは、無料とする。

(利用料の収入)

第11条の4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の免除)

第11条の5 指定管理者は、教育委員会が必要があると認めるときは、利用料を免除することができる。

(利用料の還付制限)

第11条の6 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、北図書館駐車場の設備の故障その他の特別の理由があるときは、利用料を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表

区分	単位	金額
日中	30分までごとにつき1台	400円
夜間・早朝	60分までごとにつき1台	300円

備考

- 1 日中とは、午前8時30分から午後9時30分までをいう。
- 2 夜間・早朝とは、午後9時30分から翌日の午前8時30分までをいう。
- 3 日中又は夜間・早朝の区分を超えて引き続き駐車したときの金額は、前2項に規定する時間に応じて、それぞれの区分により算定した額を合計した額とする。
- 4 この表に定める金額について、入庫してから30分未満の範囲内で教育委員会規則で定める時間までに精算するときは、無料とする。

附 則

この条例は、令和9年10月1日までの間において教育委員会規則で定める日から施行

する。

## 理 由

北図書館の駐車場を有料化するため、利用料等について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第36号

都市計画道路3・4・27号線橋梁下部工工事（その2）請負契約の変更について

令和6年6月28日議決を経た都市計画道路3・4・27号線橋梁下部工工事（その2）  
(契約の相手方 櫻工営株式会社)について、次のとおり契約内容を変更する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

契約金額	変更前	330,550,000円
	変更後	400,384,600円

理由

設計図書の変更により、都市計画道路3・4・27号線橋梁下部工工事（その2）の契約内容を変更する必要がある。

議案第37号

船橋市立海神中学校校舎建替工事請負契約の締結について

船橋市立海神中学校校舎建替工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 契約の目的  | 船橋市立海神中学校校舎建替工事               |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札【総合評価型】                 |
| 3 契約金額   | 3,212,000,000円                |
| 4 契約の相手方 | 松井・小田原特定建設工事共同企業体<br>構成員（代表者） |

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目9番1号

スターツ幕張ビル1209号室

松井建設株式会社 東関東営業所

所長 祐川 幸久

構成員

千葉県船橋市海神1丁目31番32号

株式会社小田原工務店

代表取締役 小田原 隆泰

## 理 由

船橋市立海神中学校校舎建替工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第38号

船橋市立海神中学校校舎建替電気設備工事請負契約の締結について

船橋市立海神中学校校舎建替電気設備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

1 契約の目的 船橋市立海神中学校校舎建替電気設備工事

2 契約の方法 一般競争入札【総合評価型】

3 契約金額 510,290,000円

4 契約の相手方  
共立・三晃特定建設工事共同企業体  
構成員（代表者）

千葉県船橋市西船3丁目6番3号

共立電設株式会社

代表取締役 植草宏介

構成員

千葉県船橋市古和釜町864番地9

株式会社三晃電業社

代表取締役 鈴木幸三

## 理 由

船橋市立海神中学校校舎建替電気設備工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第39号

船橋市立海神中学校校舎建替機械設備工事請負契約の締結について

船橋市立海神中学校校舎建替機械設備工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

1 契約の目的 船橋市立海神中学校校舎建替機械設備工事

2 契約の方法 一般競争入札【総合評価型】

3 契約金額 512,160,000円

4 契約の相手方 ヤマト・不二特定建設工事共同企業体  
構成員（代表者）

千葉県千葉市中央区末広4丁目8番4号

株式会社ヤマト 千葉支店

支店長 中村孝彦

構成員

千葉県船橋市金杉町893番地の1

不二公業株式会社

代表取締役 小原智

## 理 由

船橋市立海神中学校校舎建替機械設備工事を執行するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得る必要がある。

## 議案第40号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

#### 1 相手方

白井市在住 A

#### 2 要旨

- (1) 損害賠償の額は、3,612,538円とする。
- (2) (1)による賠償金のほか、当事者間には何らの債権債務のないことを確認し、相手方は、船橋市に対し何らの請求もしない。

#### 理由

交通事故による損害賠償請求について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

## 議案第41号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

倒木に伴う事故による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

#### 1 相手方

東京都北区東田端2丁目20番68号

東日本旅客鉄道株式会社

首都圏本部長 中村 和訓

#### 2 要旨

- (1) 損害賠償の額は、1,156,857円とする。
- (2) (1)による賠償金のほか、当事者間には何らの債権債務のないことを確認し、相手方は、船橋市に対し何らの請求もしない。

## 理 由

倒木に伴う事故による損害賠償請求について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

## 議案第42号

### 船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者の指定の期間の変更について

平成18年3月27日議決を経た船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者（医療法人社団輝生会）の指定の期間について、次のとおり変更する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

指定の期間	変更前	平成20年4月1日から令和8年3月31日まで
	変更後	平成20年4月1日から令和9年3月31日まで

### 理由

船橋市立リハビリテーション病院の指定管理者の指定の期間の変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第43号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 契約の目的   | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告                                  |
| 2 契約の始期   | 令和8年4月1日   |
| 3 契約の金額   | 14,000,000円を上限とする額                                       |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告提出後に支払うものとする。ただし、契約の金額の範囲内で概算払をすることができるものとする。 |
| 5 契約の相手方  | 住所 柏市増尾台2丁目6番6号<br>氏名 伊藤孝明<br>資格 公認会計士                   |

理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議会の議決を得る必要がある。

## 議案第44号

### 千葉県と船橋市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について

児童自立支援施設に関する事務を千葉県に委託するため、千葉県と船橋市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、千葉県と協議するに当たり、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 千葉県と船橋市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約

#### (事務の委託)

第1条 船橋市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に関する事務を千葉県に委託する。

#### (経費の負担等)

第2条 千葉県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、船橋市が負担するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、千葉県知事と船橋市長が協議して定める。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ当該経費の見積もりに関する書類を船橋市長に送付するものとする。

#### (その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、千葉県知事

と船橋市長が協議して定める。

#### 附 則

この規約は、令和8年7月1日から施行する。

#### 理 由

千葉県と船橋市との間における児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議については、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を得る必要がある。

## 議案第45号

### 市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 品 m	延 長 m	
00-081	本町2丁目 387-1	本町2丁目 495-1	23.00 23.00	0	未供用 200.14m
00-082	南本町 387-3	南本町 2386-39	22.00 23.00	0	未供用 86.80m
00-083	旭町4丁目 179-1	旭町4丁目 163-1	22.00 22.00	0	未供用 223.00m
00-084	前原東4丁目 382-14	前原東3丁目 376-2	16.00 16.00	0	未供用 230.15m
14-179	本町2丁目 2351-4	本町2丁目 2340-2	16.00 17.00	0	未供用 214.43m
合 計				0	

### 理 由

市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第46号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

専 決 処 分 書

令和7年度船橋市一般会計予算については、予算の補正に特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和8年1月19日

船橋市長 松戸 徹

## 令和7年度船橋市一般会計補正予算

令和7年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270, 207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ265, 376, 200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歲入

(単位:千円)

## 歲出

(単位:千円)

議案第47号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和8年7月19日をもって任期が満了するので、武藤 勝浩を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第48号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和8年7月19日をもって任期が満了するので、齊藤 義夫を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第49号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和8年7月19日をもって任期が満了するので、井戸 知一を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 50 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、鈴木 克巳を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 51 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、積田 小百合を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 52 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、鳥光 義生を新たに委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 53 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、齋藤 教子を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 54 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、藤平 尚志を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 55 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、藤城 孝義を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 56 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、宍倉 由紀雄を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 57 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、金子 しのぶを引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 58 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、藤家 雅子を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 59 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、平野 恵昭を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第 60 号

農業委員会委員任命の同意を求めるについて

農業委員会委員は、令和 8 年 7 月 19 日をもって任期が満了するので、長嶋 雄一を引き続き委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松戸 徹

議案第61号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和55年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第2			別表第2		
	職名	報酬		職名	報酬
教育委員会	委員	月額 <u>117,000円</u>	教育委員会	委員	月額 <u>111,000円</u>
選挙管理委員会	委員長 委員 補充委員	月額 <u>70,000円</u> 月額 <u>51,000円</u> 日額 <u>10,300円</u>	選挙管理委員会	委員長 委員 補充委員	月額 <u>66,000円</u> 月額 <u>48,000円</u> 日額 <u>9,800円</u>
公平委員会	委員長 委員	月額 <u>70,000円</u> 月額 <u>58,000円</u>	公平委員会	委員長 委員	月額 <u>66,000円</u> 月額 <u>55,000円</u>
監査委員	識見者選出 議員選出	月額 <u>135,000円</u> 月額 <u>66,000円</u>	監査委員	識見者選出 議員選出	月額 <u>128,000円</u> 月額 <u>63,000円</u>
農業委員会	会長 会長職務代理者 委員	月額 <u>106,000円</u> 月額 <u>77,000円</u> 月額 <u>66,000円</u>	農業委員会	会長 会長職務代理者 委員	月額 <u>100,000円</u> 月額 <u>73,000円</u> 月額 <u>63,000円</u>
固定資産評価審査委員会	委員	日額 <u>11,400円</u>	固定資産評価審査委員会	委員	日額 <u>10,800円</u>
固定資産評価員		月額 <u>264,000円</u>	固定資産評価員		月額 <u>250,000円</u>

別表第3

職名	報酬
(略)	(略)
投票所の投票管理者	日額 <u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>13,800円</u>
投票所の投票管理者職務代理者	日額 <u>14,500円</u>
期日前投票所の投票管理者職務代理者	日額 <u>12,800円</u>
選挙立会人	日額 <u>10,100円</u>
開票立会人	
投票所の投票立会人	日額 <u>15,600円</u> 。ただし、投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>7,800円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>13,800円</u> 。ただし、投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>6,900円</u>

備考 (略)

別表第3

職名	報酬
(略)	(略)
投票所の投票管理者	日額 <u>12,300円</u>
期日前投票所の投票管理者	日額 <u>11,200円</u>
投票所の投票管理者職務代理者	日額 <u>12,300円</u>
期日前投票所の投票管理者職務代理者	日額 <u>11,200円</u>
選挙立会人	日額 <u>9,800円</u>
開票立会人	
投票所の投票立会人	日額 <u>10,500円</u> 。ただし、投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>5,250円</u>
期日前投票所の投票立会人	日額 <u>9,600円</u> 。ただし、投票に立ち会った時間が投票時間の2分の1以内の場合にあっては、 <u>4,800円</u>

備考 (略)

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 理 由

市長の給料の額の改定等を考慮し、非常勤の特別職の職員の報酬の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第62号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年船橋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>別表第1 市長等の給料表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>市長</td><td>1,135,000円</td></tr><tr><td>副市長</td><td>863,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>770,000円</td></tr><tr><td>常勤監査委員</td><td>660,000円</td></tr><tr><td>病院事業管理者</td><td>812,000円</td></tr></tbody></table>	職名	月額	市長	1,135,000円	副市長	863,000円	教育長	770,000円	常勤監査委員	660,000円	病院事業管理者	812,000円	<p>別表第1 市長等の給料表</p> <table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>市長</td><td>1,076,000円</td></tr><tr><td>副市長</td><td>818,000円</td></tr><tr><td>教育長</td><td>730,000円</td></tr><tr><td>常勤監査委員</td><td>626,000円</td></tr><tr><td>病院事業管理者</td><td>770,000円</td></tr></tbody></table>	職名	月額	市長	1,076,000円	副市長	818,000円	教育長	730,000円	常勤監査委員	626,000円	病院事業管理者	770,000円
職名	月額																								
市長	1,135,000円																								
副市長	863,000円																								
教育長	770,000円																								
常勤監査委員	660,000円																								
病院事業管理者	812,000円																								
職名	月額																								
市長	1,076,000円																								
副市長	818,000円																								
教育長	730,000円																								
常勤監査委員	626,000円																								
病院事業管理者	770,000円																								

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

特別職報酬等審議会による答申を受け、市長の給料の額を改定するとともに、市長の給料の額の改定にならない、市長以外の特別職の職員の給料の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第63号

市長の給料月額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 市長の給料月額の特例に関する条例

令和8年4月1日に市長の職にある者の同日を含む任期に係る給料月額は、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年船橋市条例第14号）第2条の規定にかかわらず、1,076,000円とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和11年7月18日限り、その効力を失う。

#### 理 由

今後も、安心、賑わい、笑顔あふれる船橋を目指して、持続可能な行政運営を堅持していく姿勢を示すため、市長の給料月額を減ずる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第64号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年船橋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>253,100円</u> を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額 <u>252,400円</u> を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
2 (略)	2 (略)

別表第7を次のように改める。

別表第7

片道の使用距離	月額
4キロメートル未満	2, 500円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4, 600円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5, 560円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6, 300円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7, 340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8, 650円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9, 980円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11, 310円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12, 640円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13, 960円
22キロメートル以上24キロメートル未満	15, 240円
24キロメートル以上26キロメートル未満	16, 510円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17, 780円
28キロメートル以上30キロメートル未満	19, 050円
30キロメートル以上32キロメートル未満	20, 320円
32キロメートル以上34キロメートル未満	21, 520円
34キロメートル以上36キロメートル未満	22, 720円
36キロメートル以上38キロメートル未満	23, 910円
38キロメートル以上40キロメートル未満	25, 100円
40キロメートル以上42キロメートル未満	26, 290円
42キロメートル以上44キロメートル未満	27, 480円
44キロメートル以上46キロメートル未満	28, 670円
46キロメートル以上48キロメートル未満	29, 860円
48キロメートル以上50キロメートル未満	31, 050円
50キロメートル以上52キロメートル未満	32, 230円
52キロメートル以上54キロメートル未満	33, 540円
54キロメートル以上56キロメートル未満	34, 850円
56キロメートル以上58キロメートル未満	36, 160円
58キロメートル以上60キロメートル未満	37, 460円
60キロメートル以上	38, 760円

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第9条 給料は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年船橋市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。)、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。	(給料) 第9条 給料は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年船橋市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)を除いたものとする。
2 (略) (初任給、昇格、昇給等)	2 (略) (初任給、昇格、昇給等)
第12条 (略)	第12条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 次の各号に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。	5 次の各号に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、 <u>当該各号に掲げる職員の区分に応じ</u> 同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が <u>8級以上</u> であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員	(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が <u>8級</u> であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員
6~10 (略) (扶養手当)	6~10 (略) (扶養手当)

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族である父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあっては、3,500円)とする。

4及び5 (略)

(通勤手当)

第21条 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 67,200円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員

第19条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族である父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない。

2 (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族である父母等については1人につき6,500円とする。

4及び5 (略)

(通勤手当)

第21条 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第7に定める額(次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等又は定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) (略)

を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

(初任給調整手当)

第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額253,100円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第一種初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて第一種初任給調整手当を支給する。

第28条の5の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち当該職員の属する職務の級並びに第12条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額)並びにこれに第20条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切

(初任給調整手当)

第28条の5 医師である職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額253,100円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

別表第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級～7級	8級	9級
		号給	給料月額	(略)
定年前		(略)	円	(略)
再任用	1		<u>471,900</u>	
短時間	2		<u>477,200</u>	
勤務職員以外の職員	3		<u>482,100</u>	
	4		<u>486,700</u>	
	5		<u>490,700</u>	
	6		<u>494,100</u>	
	7		<u>497,000</u>	
	8		<u>499,500</u>	
	9		<u>501,500</u>	
	10～125			
定年前		(略)	基準給料	(略)
再任用			月額	
短時間		(略)	円	(略)

別表第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級～7級	8級
		号給	(略)
定年前			(略)
再任用	1		(略)
短時間	2		
勤務職員以外の職員	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10～125		
定年前			(略)
再任用			(略)
短時間			(略)

勤務職員	374,800
備考 (略)	
別表第6	
その1 行政職給料表(1)等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務
(略)	(略)
7級	<u>1~6</u> (略)
8級	<u>1 次長の職務</u> <u>2 参事の職務</u> <u>3 児童相談所長の職務</u> <u>4 委員会又は委員の事務局長の職務</u>
9級	(略)
備考 (略)	

勤務職員	
備考 (略)	
別表第6	
その1 行政職給料表(1)等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務
(略)	(略)
7級	<u>1 次長の職務</u> <u>2 参事の職務</u> <u>3~8 (略)</u> <u>9 委員会又は委員の事務局長の職務</u>
8級	(略)
備考 (略)	

別表第7を次のように改める。

#### 別表第7 削除

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年船橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当及び退職手当とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p>

第18条 第一種初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給する。

第18条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される管理者が定める額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して管理者が定める額を下回るものに支給する。

第18条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給する。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年船橋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当等)	(通勤手当等)
第7条（略）	第7条（略）
<u>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める会計年度任用職員にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第21条第3項に規定する駐車場等に係る通勤手当又はこれに相当する費用弁償を支給しない。</u>	

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(通勤手当及び初任給調整手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された通勤手当及び初任給調整手当は、改正後の条例の規定による通勤手当及び初任給調整手当の内払とみなす。

(令和8年切替日の前日において改正前の条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員の職務の級及び号給の切替え)

4 令和8年4月1日（以下「令和8年切替日」という。）の前日において第2条の規定に

による改正前的一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が7級であるもののうち、次長、参考又は委員会若しくは委員の事務局長の職務（以下「次長等の職務」という。）にあるものの令和8年切替日における職務の級は、8級とする。

- 5 前項の規定により令和8年切替日において8級とする職員の令和8年切替日における号給（以下「令和8年8級新号給」という。）は、令和8年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「令和8年8級旧号給」という。）に対応する附則別表第1の令和8年8級新号給の欄に定める号給とする。
- 6 令和8年切替日の前日において改正前の条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が8級であるものの令和8年切替日における職務の級は、9級とする。
- 7 前項の規定により令和8年切替日において9級とする職員で令和7年3月31日以前から8級であったものの令和8年切替日における号給（以下「令和8年9級新号給」という。）は、令和8年切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「令和8年9級旧号給」という。）に対応する附則別表第2の令和8年9級新号給の欄に定める号給とする。
- 8 附則第6項の規定により令和8年切替日において9級とする職員で令和7年4月1日に新たに8級となったものの令和8年切替日における号給（以下「令和7年4月1日昇格者の新号給」という。）は、令和7年4月1日の前日においてその者が受けていた号給（以下「令和7年4月1日昇格者の旧号給」という。）に対応する附則別表第3の令和7年4月1日昇格者の新号給の欄に定める号給とする。  
(令和8年切替日の前日において改正前の条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が7級であるものに支給する扶養手当の切替え)
- 9 令和8年切替日の前日において改正前の条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員でその職務の級が7級であるもののうち、次長等の職務にあるものに支給する扶養手当は、令和8年4月から令和8年切替日における職務の級による支給額に改定する。  
(令和8年切替日の前日から引き続き別表第1の給料表の適用を受ける職員で権衡上必要があるときの調整)
- 10 令和8年切替日の前日から引き続き一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受ける職員について、附則第4項から第8項までの規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところによ

り、附則第4項から第8項までの規定に準じて、給料を支給する。

(令和8年切替日以降に新たに別表第1の給料表の適用を受けることとなった職員で権衡上必要があるときの調整)

1 1 令和8年切替日以降に新たに一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して附則第4項から第8項までの規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、附則第4項から第8項までの規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

1 2 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

1 3 船橋市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年船橋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	附 則 (一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第13条（略）	第13条（略）
2～5（略）	2～5（略）
6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 <u>一般職の職員の給与に関する条例</u> 第21条第2項、第23条第2項及び第24条の規定を適用する。	6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 <u>新条例</u> 第21条第2項、第23条第2項及び第24条の規定を適用する。
7及び8（略）	7及び8（略）
9 一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項から第8項まで、第19条及び第28条の5の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	9 一般職の職員の給与に関する条例第12条第1項、第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第19条並びに第28条の5並びに <u>新条例</u> 第12条第3項及び第5項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
10（略）	10（略）

附則別表第1

令和8年8級旧号給	令和8年8級新号給
1号給から12号給まで	1号給
13号給から17号給まで	2号給

1 8号給から 2 1号給まで	3号給
2 2号給から 2 8号給まで	4号給
2 9号給から 4 5号給まで	5号給

附則別表第2

令和8年9級旧号給	令和8年9級新号給
1号給から 5号給まで	5号給
6号給	6号給
7号給	7号給
8号給	8号給
9号給	9号給

附則別表第3

令和7年4月1日昇格者の旧号給	令和7年4月1日昇格者の新号給
3 8号給から 4 4号給まで	4号給
4 5号給から 6 1号給まで	5号給

## 理由

官民較差の是正並びに国、県及び近隣市等との均衡を図るため、国家公務員に対する人事院勧告等にならい、職務の級を見直して給料表を改めるとともに、通勤手当等について、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第65号

船橋市消防団員等公務災害補償条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市消防団員等公務災害補償条例

船橋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年船橋市条例第25号）の全部を改正する。

#### （趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条第1項の規定による消防団員に係る損害補償及び消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法（昭和24年法律第193号）第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うため、必要な事項を定める。

#### （損害補償を受ける権利）

第2条 消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合、又は消防法第25条第1項若しくは第2項若しくは第29条第5項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）又は水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）若しくは災害対策基本法第65条第1項（同条第3

項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定若しくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 損害補償を受ける権利を譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

（損害補償の種類等）

第4条 消防団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「消防団員等」という。）に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の規定の例による。

（審査請求）

第5条 市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、審査請求をすることができる。

（報告、出頭等）

第6条 市は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。

（損害補償費の返還要求）

第7条 市は、消防団員等に対してこの条例の規定により、損害補償に要する費用を支給

した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該消防団員等に對して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

2 この条例の規定に基づく療養（療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。）の給付に繼續して、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置はこの条例の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2)（略） (3) 船橋市消防団員等公務災害補償条例 （令和8年船橋市条例第 <u>      </u> 号）の適用を受ける者	(職員) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2)（略） (3) 船橋市消防団員等公務災害補償条例 （昭和41年船橋市条例第25号）の適用を受ける者

(船橋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の支給に関する条例の一部改正)

4 船橋市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金の支給に関する条例（昭和46年船橋市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(遺族の範囲及び順位) 第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、吏員等の遺族に対して支給するものとし、遺族の範囲及び順位は、消防吏員の遺族にあっては地方公務	(遺族の範囲及び順位) 第5条 殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金は、吏員等の遺族に対して支給するものとし、遺族の範囲及び順位は、消防吏員の遺族にあっては地方公務

員災害補償法(昭和42年法律第121号)第37条及び第38条第2項、消防団員の遺族にあっては非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第9条の規定の例による。

別表

障害者賞じゅつ金  
(表の部分略)

備考 障害等級は、地方公務員災害補償法第29条第2項及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条第2項に規定するところによる。

員災害補償法(昭和42年法律第121号)第37条及び第38条第2項、消防団員の遺族にあっては船橋市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年船橋市条例第25号)第15条及び第16条の2第2項の規定の例による。

別表

障害者賞じゅつ金  
(表の部分略)

備考 障害等級は、地方公務員災害補償法第29条第2項及び船橋市消防団員等公務災害補償条例第9条第2項に規定するところによる。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正及び規定方法の見直しに伴い、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第66号

船橋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

### 船橋市介護保険条例の一部を改正する条例

船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第7条の2 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第7条の4において同じ。)又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合に</u></p>	<p>附 則</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第7条の2 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得</u>又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合に</p>

10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2及び3 (略)

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

第7条の3 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア、第19号ア及び第20号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法」とあるのは「合計所得金額(地方税法)と、「(以下「合計所得金額」という。)(」とあるのは、「をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,

は、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2及び3 (略)

619,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア、第19号ア及び第20号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法」とあるのは「合計所得金額(地方税法」と、「(以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア、第18号ア、第19号ア及び第20号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法」とあるのは「合計所得金額(地方税法」と、「(以下「合計所得金額」という。)」とあるのは、「をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の

所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、」とする。  
(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第7条の4 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの  
ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所

得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる

者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55,000円以上651,000円未満であり、かつ、船橋市市税条例(昭和29年船橋市条例第30号。以下「市税条例」という。)第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除

して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例等について、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

諮詢第1号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員藤田 きよ子は、令和7年5月31日をもって退任したので、法務大臣に  
対し、矢部 智之を後任の委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

諮詢第2号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員米原 仁子は、令和8年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、別府 映子を後任の委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

諮詢第3号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員渡辺 徹は、令和8年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、鈴木 浩二を後任の委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

諮詢第4号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員山本 稔は、令和8年6月30日をもって任期が満了するので、法務大臣に対し、引き続いで同人を委員の候補者として推薦したいから、議会の意見を問う。

令和8年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹